

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

第4回会議資料

平成16年5月27日(木)午後1時30分から

大野原町中央公民館 3階講義室

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

第4回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会 会議次第

平成16年5月27日(木)午後1時30分から
大野原町中央公民館3階講義室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 報告事項

- (1) 報告第18号 協議第2号 合併の期日(その1)の変更について
- (2) 報告第19号 協議第3号 新市の名称(その1)について
- (3) 報告第20号 協議第6号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて
- (4) 報告第21号 「新市例規集」作成支援業務委託契約の締結について
- (5) 報告第22号 新市建設計画策定業務委託契約の締結について

(2) 協議事項

- (1) 協議第 9号 特別職の職員の身分の取扱いについて
- (2) 協議第21号 慣行の取扱いについて
- (3) 協議第23号 - 6 各種事務事業(交通関係)の取扱いについて
 - 23号 - 11 各種事務事業(国民年金関係)の取扱いについて
 - 23号 - 17 各種事務事業(農林水産事業関係)の取扱いについて
 - 23号 - 18 各種事務事業(商工観光事業関係)の取扱いについて
 - 23号 - 20 各種事務事業(都市計画事業関係)の取扱いについて

(3) その他

- (1) 第5回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会日程について
- (2) 第6回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会日程について
- (3) 第7回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会日程について

4 閉 会

報告第18号

協議第2号 合併の期日（その1）の変更について

第2回観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会において協議・確認された「協議第2号 合併の期日（その1）」について、別紙のとおり変更したので報告する。

平成16年5月27日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会長 平野清

(変更事項)

協議第 2 号 合併の期日（その 1 ）に関する変更

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律が成立したことに伴い、
「合併特例法の改正を前提に」を削除する。

変更前	変更後
<p>協議第 2 号 合併の期日（その 1 ）について</p> <p>合併の期日は、<u>合併特例法の改正を前提に</u>平成 17 年 10 月 11 日とする。</p>	<p>協議第 2 号 合併の期日（その 1 ）について</p> <p>合併の期日は、平成 17 年 10 月 11 日とする。</p>

報告第19号

協議第3号 新市の名称（その1）について

第3回観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会において協議・確認された「協議第3号 新市の名称（その1）」について、別紙のとおり報告する。

平成16年5月27日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会長 平野清

協議第3号

新市の名称（その1）について

新市の名称（その1）について、次のとおり提出する。

平成16年5月13日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会長 平野清

新市の名称（その1）について

新市の名称は、観音寺市とする。

平成16年 5月13日 確認

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

報告第 20 号

協議第 6 号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

第 3 回觀音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会において協議・確認された「協議第 6 号 議会議員の定数及び任期の取扱い」について、別紙のとおり報告する。

平成 16 年 5 月 27 日提出

觀音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会長 平野清

協議第6号

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

議会議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成16年5月13日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会長 平野清

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

- 1 新市の議会の議員については、新市の設置の日から50日以内に、地方自治法第91条第7項の規定に基づき、1市2町の協議により、あらかじめ定める定数により設置選挙を行うものとし、市町村の合併の特例に関する法律に規定する議会の議員の定数及び在任に関する特例はこれを適用しない。
- 2 地方自治法第91条第7項の規定に基づき、1市2町の協議により、あらかじめ定める新市の議会の議員の定数については、24人とする。
- 3 選挙区については、全市域で1選挙区とする。

平成16年 5月13日 確認

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

報告第 21 号

「新市例規集」作成支援業務委託契約の締結について

「新市例規集」作成支援業務委託契約の締結について、別紙のとおり報告する。

平成 16 年 5 月 27 日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会長 平野清

「新市例規集」作成支援業務委託契約の締結について

- 1 契約の目的 現在、1市2町において制定されている例規を整理、調査し、
新市において施策及び業務を遂行するために必要な例規の作成
を目的とする。
- 2 契約の方法 隨意契約
- 3 契約日 平成16年5月1日
- 4 委託期間 平成16年5月1日～平成17年3月31日
- 5 契約金額 1,155,000円
(うち消費税及び地方消費税 55,000円)
- 6 契約の相手方 住 所 東京都港区南青山二丁目11番17号
氏 名 第一法規株式会社
代表取締役社長 田 中 英 雄
- 7 業務の内容
例規作成支援業務
- (1) 例規名比較検討資料の作成
 - ・例規名比較一覧表の作成
 - ・新たに制定が必要とされる例規の検討及び関連情報の提供
 - (2) 新市例規原案（第1次案）の作成
 - ・例規原案の素案の作成・入力
 - ・例規原案の修正

報告第22号

新市建設計画策定業務委託契約の締結について

新市建設計画策定業務委託契約の締結について、別紙のとおり報告する。

平成16年5月27日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会長 平野清

新市建設計画策定業務委託契約の締結について

- 1 契約の目的 観音寺市・大野原町・豊浜町の合併に伴う新市建設計画策定業務
- 2 契約の方法 隨意契約
- 3 契約日 平成16年4月27日
- 4 委託期間 平成16年4月27日～平成17年3月31日
- 5 契約金額 9,975,000円
(うち消費税及び地方消費税 475,000円)
- 6 契約の相手方 住所 東京都千代田区大手町二丁目3番6号
名称 株式会社 三菱総合研究所
代表者名 取締役社長 谷野剛

7 業務の概要

観音寺市、大野原町、豊浜町の合併後の進むべき方向を示すマスター・プランとして新市建設計画を作成するため、住民アンケート調査の再集計・再分析や新市に向けての基本方針の策定、主要施策の取りまとめ、財政シミュレーションの作成、資料の整理、集計、分析、問題点・課題の抽出などの支援、原案及び成果品の作成などの業務を行なうものである。

協議第9号

特別職の職員の身分の取扱いについて

特別職の職員の身分の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成16年5月27日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会長 平野清

特別職の職員の身分の取扱いについて

1市2町の特別職の職員については、合併に伴い1市2町の法人格が消滅するため、その身分を失う。

新市における特別職の職員の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 法令の定めるところにより、市長のほか常勤の特別職として、助役、収入役、教育長を置き、その給料等については、類似団体の常勤特別職の給料額等を参考に調整する。
- 2 議会議員の報酬等については、類似団体の議会議員の報酬額等を参考に調整する。
- 3 法令の定めるところにより、行政委員会の委員を設置し、その報酬等については、年額、月額、日額等現行の業務に照らし合わせて調整する。
- 4 審議会・委員会等の附属機関については、新市において引き続き設置する必要があるものは設置し、その委員等の報酬額等については、年額、月額、日額等現行の業務に照らし合わせて調整する。
- 5 その他の特別職については、新市において設置する必要があるものは、現行の任期及び報酬額等をもとに調整し、設置する。

平成 年 月 日 確認

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

協議第 9号 特別職の職員の身分の取扱いについて

1 基本的考え方

1市2町の長、助役、収入役、教育長、行政委員会等の委員などの特別職の職員については、新設合併に伴い、1市2町の法人格が消滅するため、合併の日の前日をもってその身分を失うこととなります。

このため、新市において新たに特別職の職員の選挙又は選任する必要があります。また、特別職の職員の報酬等についても協議しておく必要があります。

2 特別職の報酬の状況等

(1) 1市2町の常勤特別職

選挙又は選任の考え方

ア 市長

新市の市長の選挙については、公職選挙法第33条第3項の規定により、新市の設置の日から50日以内に行われることとなっています。

そこで、新市の市長が選挙されるまでの間、市長の不在状態を防ぐため、1市2町の長であった者の中から、その協議により定められた者が、市長職務執行者としてその職務を行う調整措置が設けられています（地方自治法施行令第1条の2）。なお、この市長の職務執行者を選任する協議は、合併の期日までに行い、協議書を作成しておくことが適当とされています。

イ 助役・収入役

市長職務執行者は、助役や収入役を選任することはできませんので、新市長が選挙されてから、議会の同意を得て助役や収入役を選任することとなります。なお、収入役については、地方自治法第170条第3項、第5項及び第6項の規定において収入役が欠けたときは必ず職務代理者を置くこととされており、市長職務執行者が収入役職務代理者を選任し、正式に収入役が選任されるまでの間は、その者が収入役の職務を代理することとなります。

ウ 教育長

教育長は、一般職に属する公務員とされていますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第4条第1項、第16条第2項に基づき議会の同意を得て任命される特別職である教育委員会委員の身分を併せ持つことから、特別職の職員として取り扱われています。なお、新設合併の場合の最初の教育長は、教育委員会の委員が議会の同意を得て任命されるまでの間、市長職務執行者によって臨時に選任された教育委員会委員の互選により決められることとなっています（地教行法施行令第19条）。

任期・報酬等の状況

	観音寺市	大野原町	豊浜町
【任期】			
市町長	平成19年6月29日	平成19年4月26日	平成19年8月9日
助 役	平成20年3月13日		平成19年8月31日
収入役	平成20年3月13日	平成19年6月5日	
教育長	平成18年9月30日	平成16年9月30日	平成16年12月31日
【給料】			
市町長	852,300円	785,000円	800,000円
助 役	657,000円	594,000円	610,000円
収入役	597,600円	552,000円	565,000円
教育長	585,900円	518,000円	528,000円
【期末手当】			
市町長	支給月数 3.50月	支給月数 3.50月	支給月数 3.50月
助 役	" 3.50月	" 3.50月	" 3.50月
収入役	" 3.50月	" 3.50月	" 3.50月
教育長	" 3.50月	" 3.50月	" 3.50月

(2) 議会議員

選挙の考え方

「協議第6号 議会議員の定数及び任期の取扱い」による。

報酬等の状況

項目	観音寺市	大野原町	豊浜町
1. 議員定数(人)			
条例定数	20	16	13
現員数	20	16	13
2. 報酬			
議長	539,000円	366,000円	346,000円
副議長	465,000円	314,000円	288,000円
議員	430,000円	277,000円	261,000円
3. 議員任期	平成15年5月30日 ～ 平成19年5月29日	平成15年4月30日 ～ 平成19年4月29日	平成15年5月15日 ～ 平成19年5月14日

(3) 行政委員会の委員

選任又は選挙の考え方

地方自治法第180条の5の規定で、市町村の執行機関として法律で設置を義務付けられている委員会及び委員としては、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、人事委員会（公平委員会）がありますが、これらの委員は、特別職の職員であり、新設合併によりその身分を失います。このため、合併後新たに選任又は選挙されることとなります。執行機関として職務の継続性が求められることなどから、教育委員会の最初の委員、議会において選挙されるまでの間の選挙管理委員会委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員については、臨時的な特別選任手続きが設けられています。

ア 教育委員会の委員

教育委員会の最初の委員については、地教行法施行令第18条以下に特例的な規定が設けられており、市長職務執行者が合併の日の前日に1市2町の教育委員会の委員であった者の中から、新市の教育委員会の委員を臨時に選任することとされています。なお、臨時に選任された委員の任期は、新市の設置後、市長の最初の選挙後最初に招集される議会の会期末日までとされています。

イ 選挙管理委員会の委員

議会において選挙されるまでの間の選挙管理委員会の委員は、地方自治法施行令第4条の規定に基づき、1市2町の選挙管理委員会委員である者又は選挙管理委員会委員であった者の互選により定められます。なお、これらの者が、正式に議会で委員が選挙されるまでの間、臨時に、選挙管理委員会委員の職務を行うことになります。

ウ 農業委員会の委員

「協議第7号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」により、別途協議。

エ 固定資産評価審査委員会の委員

固定資産評価審査委員会の委員については、地方税法第423条第8項の規定により、新市の市長が選挙されるまでの間は、市長職務執行者によって1市2町の固定資産評価審査委員会の委員であった者の中から選任された者が、その職務を行うことになります。

また、同条第9号の規定により、新市の市長が選挙された後で新市の設置後最初に招集される議会の同意を得て固定資産評価審査委員会の委員が選任されるまでの間は、新市の市長により1市2町の固定資産評価審査委員会であった者の中から選任された者が、その職務を行うことになります。

オ 監査委員・人事委員会（公平委員会）の委員

監査委員・人事委員会（公平委員会）の委員については、特別選任手続の規定はありません。新市長の就任を待って、委員が選任されるまでの間は、委員が置かれていない状態になります。

委員数・報酬額

	観音寺市		大野原町		豊浜町	
	委員 数	報酬額	委員 数	報酬額	委員 数	報酬額
教育委員会（委員長）	1	612,000円/年	1	222,000円/年	1	204,000円/年
"（委員）	4	554,000円/年	4	179,000円/年	4	165,000円/年
選挙管理委員会（委員長）	1	360,000円/年	1	105,000円/年	1	101,000円/年
"（委員）	3	245,000円/年	3	86,000円/年	3	84,000円/年
公平委員会（委員長）	1	150,000円/年				
"（委員）	2	132,000円/年				
監査委員（識見）	1	170,000円/月	1	250,000円/年	1	204,000円/年
"（議会）	1	35,000円/月	1	204,000円/年	1	165,000円/年
農業委員会（会長）	1	404,000円/年	1	254,000円/年	1	235,000円/年
"（代理）	1	316,000円/年	1	214,000円/年	1	193,000円/年
"（部会長）	2	316,000円/年				
"（委員）	28	274,000円/年	16	199,000円/年	16	177,000円/年
固定資産（委員長）	1	7,100円/日	1	8,000円/日	1	8,000円/日
評価審査委員会（委員）	12	7,100円/日	2	8,000円/日	2	8,000円/日

(4) 審議会・委員会等の附属機関の委員等

審議会・委員会等の附属機関の委員、その他の非常勤の特別職の職員については、新設合併に伴いその身分を失うこととなり、新市において、必要に応じ、新たに任命する必要があります。

- 法令等で設置が義務付けられている審議会等については、引き続き新市において設置し、法令等の範囲内で、実情に応じて弾力的な運用を行い、その合理的・効率的な運営に努める必要があります。
- 法令等で設置が義務付けられていない審議会・委員会等の附属機関の委員、その他の非常勤の特別職の職員については、その設置の目的、1市2町の設置状況、活動の実態等を踏まえて見直しを行い、新市において設置する必要があるものは、設置する。その際、審議会等の統廃合、委員等の構成、委員等の数の削減その他運営の改善を図る必要があります。

審議会・委員会等附属機関の委員、その他の特別職の現状

ア 地方自治法第202条の3の規定に基づく附属機関

	觀音寺市		大野原町		豊浜町	
	委員数	報酬額	委員数	報酬額	委員数	報酬額
防災会議	30	7,100 円/日			17内	
民生委員推薦会	14	7,100 円/日	14	8,000 円/日		
国民健康保険運営(委員長) 協議会 (委員)	17	7,100 円/日 7,100 円/日	12	8,000 円/日 8,000 円/日	9	31,000 円/年 27,000 円/年

イ その他の法令の規定に基づく附属機関

	觀音寺市		大野原町		豊浜町	
	委員数	報酬額	委員数	報酬額	委員数	報酬額
特別土地保有税審議会	5	7,100 円/日	3	8,000 円/日	5	8,000 円/日
社会教育委員 (委員長) " (委員)	10	7,100 円/日 7,100 円/日			8	13,000 円/年 11,000 円/年
公民館運営審議会(委員長) " (委員)	25	7,100 円/日 7,100 円/日	10	8,000 円/日 8,000 円/日	15	13,000 円/年 11,000 円/年
体育指導委員	40	23,000 円/年	18	28,000 円/年	17	24,000 円/年
消防委員会 (委員長) " (委員)	18	7,100 円/日 7,100 円/日	6	50,000 円/年 43,000 円/年	8	29,000 円/年 29,000 円/年

ウ 1市2町の条例で定める審議会等(1)

	観音寺市		大野原町		豊浜町	
	委員数	報酬額	委員数	報酬額	委員数	報酬額
中小企業融資 （委員長） 審査委員会 （委員）	12	7,100円/日 7,100円/日	7	8,000円/日 8,000円/日	10	8,000円/日 8,000円/日
公文書（情報）公開審査会	5内	7,100円/日	6内	8,000円/日	5内	8,000円/日
住宅運営委員会	13	7,100円/日				
港湾運営委員会	17	7,100円/日				
航路事業審議会	10	7,100円/日				
農業基本対策審議会	15内	7,100円/日				
総合振興計画審議会	18内	7,100円/日	20	8,000円/日	25内	
個人情報保護対策審議会	10内	7,100円/日	6内	8,000円/日	5内	8,000円/日
環境審議会	15内	7,100円/日				
都市計画審議会	12内	7,100円/日				
特別職報酬等審議会	10内	7,100円/日	10内	8,000円/日	7内	10,000円/日
住居表示審議会	25内	7,100円/日				
伊吹開発総合センター運営 委員会	11内	7,100円/日				
文化財保護審議会	5内	7,100円/日	7	24,000円/年	7	12,000円/年
図書館協議会	7	7,100円/日			8内	
働く婦人の家運営委員会	10内	7,100円/日				
水質保全委員会	15内	7,100円/日				
予防接種等健康被害調査 委員会	5	7,100円/日	7			
公務災害補償等認定 委員会	5	7,100円/日				
公務災害補償等審査会	3	7,100円/日				
人権擁護審議会	20内	7,100円/日	10内	8,000円/日	10内	11,000円/年
ふれあい文化センター運営 審議会	12内	7,100円/日				
廃棄物減量等推進審議会	15内	7,100円/日				
少年育成センター運営 協議会	15内	7,100円/日			8	

ウ 1市2町の条例で定める審議会等(2)

	観音寺市		大野原町		豊浜町	
	委員数	報酬額	委員数	報酬額	委員数	報酬額
学校給食センター運営委員会	15内	7,100円/日				
水防協議会			15内	8,000円/日	15内	
中央公民館長			1	147,000円/月		
商工業振興審議会			9	8,000円/日	9内	8,000円/日
社会教育指導員				122,000円/月		80,000円/月
町史編纂委員			30内			
交通指導員 (委員長) " (委員)				27,000円/月 27,000円/月	9内	30,000円/月 28,000円/月
少年補導委員					15	16,000円/年
住宅入居者誼衡委員					8	11,000円/年

参考 先進地の事例

さぬき市	<p>(1) 特別職及び行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特別の定めのある場合は、その規定を適用する。 なお、規定のない場合は、5町の長が協議して定める。</p> <p>(2) 新市の職務執行者については、5町の長が別に協議して定めるものとする。</p>
東かがわ市	<p>特別職の職員（消防団員は除く。）については、その設置、人数、任期、報酬について、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。</p> <p>(1) 市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。</p> <p>(2) 市議会議員及び農業委員会の委員の報酬の額については、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。</p> <p>(3) 教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。</p> <p>(4) その他の条例で定める特別職の職員については、3町すべてに設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。1町又は2町にのみ設置されているものは、新市において速やかに調整する。委員数、任期、報酬額等は現行の制度をもとに調整する。</p>
丸亀市・綾歌町・飯山町 合併協議会	<p>1市2町の特別職の職員については、合併に伴い1市2町の法人格が消滅するため、その身分を失う。 新市における特別職の職員の身分の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法令の定めるところにより、市長のほか常勤の特別職として、助役、収入役、教育長を置き、その給料等については、同規模自治体の常勤特別職の給料額等を参考に調整する。 2 議会議員の報酬等については、同規模自治体の議会議員の報酬額等を参考に調整する。 3 法令の定めるところにより、行政委員会を設置し、その委員等の報酬等については、年額、月額、日額等現行の業務に照らし合わせて調整する。 4 審議会・委員会等の附属機関については、新市において引き続き設置する必要があるものは設置し、その委員等の報酬額等については、年額、月額、日額等現行の業務に照らし合わせて調整する。 5 その他の特別職については、新市において引き続き設置する必要があるものは、現行の任期及び報酬額等を基に調整し、設置する。 6 新市の市長職務執行者については、1市2町の長が別に協議して定める。

協議第21号

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成16年5月27日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会長 平野清

慣行の取扱いについて

- 1 新市の市章、花、木、市民憲章については、新市において新たに定める。
- 2 新市のキャッチフレーズについては、合併時に調整する。
- 3 新市の都市宣言等については、新市において調整する。
- 4 1市2町の各種イベント等については、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整する。

平成 年 月 日 確認

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

協議第21号 慣行の取扱いについて

	観音寺市	大野原町	豊浜町
市町章	<p>昭和32年4月1日制定</p>  <p>市内「琴弾公園」にある砂上の錢型(寛永通宝)を簡明に円と角で表現したもので、円は「円滑」を、角は「質実剛健」を表わし、本市を象徴するものである。</p> <p>・選考公募</p>	<p>昭和45年5月14日制定</p> <p>『上部は「大」を下部は「の」をあらわした』図案で、豊かで平和な町、そして飛躍と調和ある団結と産業文化の向上発展を単純に象徴した町章</p> <p>・選考公募</p>	<p>昭和49年4月1日制定</p> <p>豊浜町の「と、ヨ」を図案化したもので、明るく平和に融和と団結を象徴し、飛躍発展を表現している。</p> <p>・選考公募</p>
先例地事例			
<ul style="list-style-type: none"> ・西東京市 「市章は、新市において調整する。」 ・さいたま市 「市章は、新市において検討するものとする。」 ・篠山市 「市章は、新市において新たに定めるものとする。」 ・さぬき市 「市章は、新市において新たに定める。」 			

	観音寺市	大野原町	豊浜町
市町の花	つつじ(さつきを含む) 昭和49年10月1日制定	萩(はぎ) 昭和59年3月16日制定	棉(わた) 昭和60年1月15日制定
市町の木	松(まつ) 昭和49年10月1日制定	楠(くすのき) 昭和59年3月16日制定	梨(なし) 昭和60年1月15日制定
キャッチフレーズ	美しく豊かなふれあいのまち・観音寺	ロマンと活力に満ちた田園都市・大野原	伝統文化きらめく田園都市～活き活き豊浜～
先例地事例	<ul style="list-style-type: none"> ・西東京市 「市の木、花、鳥は、新市において調整する。」 ・さいたま市 「市の木、市の花は、新市において検討するものとする。」 ・篠山市 「市の木、花は、新市において新たに定めるものとする。」 ・さぬき市 「市木、市花は、新市において新たに定める。」 		

	観音寺市	大野原町	豊浜町
市民憲章	<p>観音寺市市民憲章</p> <p>わたくしたちは、愛する郷土、美しい観音寺市を、さらに美しく、豊かなまちにしようとの願いをこめて、この憲章を定めます。</p> <p>(1) 自然や文化財をたいせつにして、美しいまちをつくりましょう。</p> <p>(1) おたがいに健康で、明るく楽しい家庭をきずきましょう。</p> <p>(1) 豊かな教養を身につけ、文化の香り高いまちをつくりましょう。</p> <p>(1) 自分の仕事に誇りをもち、郷土の発展につくりましょう。</p> <p>(1) だれにも親切にして、あたたかいまちをつくりましょう。</p> <p>(1) みんなできまりを守り、住みよいまちをつくりましょう。</p>	<p>大野原町の市民憲章</p> <p>緑豊かな美しい雲辺寺山のすそ野に広がり、紺碧に輝く燧灘をのぞむ、みのり多い平野は、町民の心のふるさとです。</p> <p>わたくしたちは、先人からうけついだこの文化の香り高い町を愛し、誇りと希望をもって、いつまでも心のふれあう住みよい町にするために、この憲章を定めます。</p> <p>1 みんなそろってきまりを守り、明るく住みよいまちをつくります。</p> <p>1 だれにも親切にして、思いやりのあるあたたかいまちをつくります。</p> <p>1 自然や文化をたいせつにして、美しく伝統あるまちをつくります。</p> <p>1 心のかよい合う家庭をきずき、健康で楽しいまちをつくります。</p> <p>1 仕事に誇りを持ち、豊かで活気あふれるまちをつくります。</p>	<p>豊浜町民のねがい</p> <p>霞立つ高尾の山なみや、夕日に映える燧灘に囲まれた田園都市豊浜町。まつりや隣人愛によってはぐくまれた強いきずなをもつ町民。</p> <p>この自然と人々との調和のとれた郷土を限りなく愛し、誇りと喜びをもち、夢と希望にみちた住みよいまちをつくることが、わたしたちのねがいです。</p> <p>1 きれいな水や空を守り、花や木を大切に育て、快適な環境のまちをつくりましょう。</p> <p>1 きまりを守って、互いに助け合い、思いやりある、あたたかいまちをつくりましょう。</p> <p>1 伝統を重んじ、教養を深め、豊かな文化の生まれるまちをつくりましょう。</p> <p>1 心身をきたえ、健康で、働くことに誇りのもてる活力あるまちをつくりましょう。</p> <p>1 國際感覚を磨き、交流を深め、世界にはばたく若者の育つまちをつくりましょう。</p>
先例地事例	<ul style="list-style-type: none"> ・西東京市 「市民憲章は、新市において調整する。」 ・さいたま市 「市民憲章は、新市において検討する。」 ・篠山市 「市民憲章は、新市において新たに定めるものとする。」 ・さぬき市 「市民憲章は、新市において新たに定める。」 		

	觀音寺市	大野原町	豊浜町
都市宣言等	<p>「世界連邦都市宣言」 昭和36年3月24日制定</p> <p>「安全都市宣言」 昭和37年3月10日制定</p> <p>「文化財愛護都市宣言」 昭和43年3月25日制定</p> <p>「健康都市宣言」 昭和59年11月6日制定</p> <p>「觀音寺市非核平和都市宣言」 昭和59年12月19日制定</p> <p>「教育都市宣言」 平成元年10月31日制定</p> <p>「人権尊重都市宣言」 平成5年3月23日制定</p>	<p>「大野原町非核平和宣言」 昭和59年12月27日制定</p> <p>「人権尊重の町宣言」 平成5年3月8日制定</p>	<p>「豊浜町非核平和都市宣言」 昭和59年12月27日制定</p> <p>「人権尊重都市宣言」 平成5年3月10日制定</p>
先例地事例	<ul style="list-style-type: none"> ・西東京市 「都市宣言は、新市において調整する。」 ・さいたま市 「各都市宣言は、新市において検討する。」 ・篠山市 「宣言は、新市において調整するものとする。」 ・さぬき市 項目なし 		

	観音寺市	大野原町	豊浜町
各種イベント等			
1 観光協会	<p>「桜まつり」 日時 4月上旬 場所 琴弾公園 主催 観音寺市観光協会</p>	<p>「萩祭り」 日時 9月中旬～23までの日曜・祝日 場所 萩原寺・萩の丘公園周辺 主催 萩まつり実行委員会 大野原町観光協会</p>	<p>「さようさ祭り」 日時 10月第3日曜日を最終とする3日間 (平成17年度より10月第2日曜日を最終とする3日間) 場所 豊浜八幡神社・南部広場・一の宮</p>
2 実行委員会等	<p>「ふれあい建干綱」 日時 5月上旬 場所 財田川河口域 主催 観音寺漁協建干綱実行委員会</p> <p>「粟井あじさい祭り」 日時 6月中旬土・日曜 場所 粟井神社境内 主催 粟井あじさい祭り実行委員会</p> <p>「銭形まつり」 日時 7月下旬 場所 商店街・有明グランド 主催 銭形まつり協賛会</p>	<p>「もみじまつり」 日時 11月下旬の日曜 場所 法泉寺 主催 もみじまつり実行委員会</p>	<p>「豊浜おどり」 日時 8月中旬 場所 豊浜小グランド 主催 とよはま踊り協賛会</p>
3 その他団体等	<p>「観音寺みなど祭り」 日時 7月下旬土・日曜 場所 龍王宮 主催 観音寺漁業協同組合</p> <p>「農協まつり」 日時 9月上旬 場所 香川県農協観音寺支店 主催 香川県農協観音寺支部</p> <p>「秋まつり」 各地区神社秋季大祭 日時 10月上旬～下旬 場所 各地区神社境内他 主催 各地区神社</p>	<p>「萩原寺門前市」 日時 5月下旬の土・日曜 場所 萩原寺 主催 萩の会</p> <p>「サマーフェスティバル」 日時 8月上旬の日曜 場所 中央公園 主催 大野原町商工会</p> <p>「農協まつり」 日時 9月下旬 場所 JA豊南 主催 JA豊南</p>	<p>「豊浜駅つつじ祭り」 日時 4月下旬 場所 豊浜駅前広場 主催 豊浜駅つつじを守る会</p> <p>「サッカーフェスティバル」 日時 5月上旬 場所 高須賀夕映え公園 主催 豊浜町西讃サッカー協会</p> <p>「一の宮サマーフェスティバル」 日時 7月下旬 場所 一の宮海岸 主催 豊浜町商工会青年部</p>
先例地事例	<ul style="list-style-type: none"> ・西東京市 「新市において、調整する。」 ・さいたま市 項目なし ・篠山市 「各町類似の事業については、原則として新市において調整するものとする。独自の事業については、原則として現行のとおりとする。」 ・さぬき市 「各種イベントについては、原則として現行のとおりとするが、新市において調整を図る。」 		

各種事務事業（交通関係）の取扱いについて

各種事務事業（交通関係）の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成 16 年 5 月 27 日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会長 平野清

各種事務事業（交通関係）の取扱いについて

- 1 自主運行バスについては、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整するものとする。
- 2 定期船対策事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 3 交通安全対策会議については、合併時に再編調整するものとする。
- 4 放置自転車対策については、現行のとおり引き継ぎ、新市において隨時再編調整するものとする。
- 5 交通安全指導については、合併時に再編調整するものとする。
- 6 交通安全施設については、合併時に再編調整するものとする。
- 7 交通安全用具の支給については、合併時に再編調整するものとする。
- 8 チャイルドシート事業については、合併時に再編調整するものとする。
- 9 交通災害共済については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整するものとする。

平成 年 月 日 確認

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

協定項目番号	2 3 - 6	合併協定項目	各種事務事業(交通関係)の取扱い	専門部会名	企画部会	分科会名	企画分科会
調整の方針（案）		1 自主運行バスについては、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整するものとする。 2 定期船対策事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。					
自主運行バス	銭形のりあいバス	観音寺市 ・路線等 観音寺港を始発とし、市内を八の字に巡回。1日1便。 ・運賃 1回 100円 6歳未満 無料 ・運行方法 委託方式 市内の一般貸切旅客自動車運送事業者に委託 ・乗車定員 29人	大野原町 巡回バス(自家用自動車有償運行事業) ・路線等 萩の湯を始発とする上り線、海老渕を始発とする下り線の2路線により町内を巡回。上下線とも1日3便。 ・使用料 1回 100円 6歳未満、町長が特別な理由があると認めた場合 無料 ・運行方法 委託方式 大野原町社会福祉協議会を通じて大野原町シルバー人材センターに委託 ・定員等 マイクロバス1台 26人	豊浜町	検討中		
定期船対策事業	航路事業 船舶の運航 ・運行区間 伊吹漁港～観音寺港 12km ・運行形態 1日往復4便、航海時間25分 ・運賃（片道） 大人（1人につき） 410円 小人（1人につき） 210円 (ただし、小人とは6歳以上12歳未満のものをいう)						

【先進地事例】

丸亀市（平成17年3月22日合併予定）

……公共交通機関の確保に関する事業については、現行のとおりとする。ただし、市内循環バスについては、新市移行後、速やかに全市に区域を拡大し、運行する。

総社市・山手村・清音村合併協議会（平成17年3月31日以前に合併予定）

……地方バスについては、現行のまま新市に引き継ぎ、路線の維持確保に努める。

大洲市（平成17年1月11日合併予定）

……地方バス路線の維持及び福祉バスの運行については、現行のまま引き継ぎ、新市において必要に応じ制度、運用等を調整する。

砺波市（平成16年11月1日合併予定）

……市営バス事業及び市営駐車場の取扱いについては、現行のまま新市に引き継ぐものとする。
生活路線バス対策については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

協定項目番号	2 3 - 6	合併協定項目	各種事務事業(交通関係)の取扱い	専門部会名	住民部会	分科会名	交通分科会
調整の方針（案）		3 交通安全対策会議については、 合併時に再編調整する ものとする。 4 放置自転車対策については、現行のとおり引き継ぎ、新市において 隨時再編調整 するものとする。 5 交通安全指導については、 合併時に再編調整する ものとする。					
交通安全対策会議	観音寺市	大野原町	豊浜町				
	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全計画の策定 観音寺市交通安全計画を作成するため、観音寺市交通安全会議を開催する。交通安全対策基本法第26条により、作成して交通安全計画を県知事に報告する。 ・交通安全計画の策定状況 現在、第7次(平成13年度から平成17年度までの5ヵ年間)観音寺市交通安全計画を策定している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全計画の策定 大野原町交通安全計画を作成するため、大野原町交通安全会議を開催する。交通安全対策基本法第26条により、作成して交通安全計画を県知事に報告する。 ・交通安全計画の策定状況 現在、第7次(平成13年度から平成17年度までの5ヵ年間)大野原町交通安全計画を策定している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全計画の策定 豊浜町交通安全計画を作成するため、豊浜町交通安全会議を開催する。交通安全対策基本法第26条により、作成して交通安全計画を県知事に報告する。 ・交通安全計画の策定状況 現在、第7次(平成13年度から平成17年度までの5ヵ年間)豊浜町交通安全計画を策定している。 				
放置自転車対策	<ul style="list-style-type: none"> ・取り組み JR観音寺駅周辺の放置自転車等を防止し、良好な生活環境を保持する。 ・目的 駐輪場の整理・整頓 ・方法 観音寺市シルバー人材センターに委託 			<ul style="list-style-type: none"> ・取り組み JR豊浜駅周辺の放置自転車等を防止し、良好な生活環境を保持する。 ・目的 駐輪場の整理・整頓 ・方法 自治会がボランティアにて整理・整頓 			
交通安全指導	<ul style="list-style-type: none"> ・意識啓発活動の実施状況 交通事故防止の推進を図るため、観音寺市交通対策協議会に助成する。 ・交通安全指導の状況（指導員の状況等） 交通指導員10人 	<ul style="list-style-type: none"> ・意識啓発活動の実施状況 交通事故防止の推進を図るため、交通キャンペーンの実施、町内小学校への横断旗・自治班旗の配布、足型用ベンキの配布を行う。 ・交通安全指導の状況（指導員の状況等） 交通指導員5人 		<ul style="list-style-type: none"> ・意識啓発活動の実施状況 交通事故防止の推進を図るため、町対策協議会が主体となり街頭キャンペーン等を実施する。 ・交通安全指導の状況（指導員の状況等） 交通指導員7人 			
【参考】							
<p>交通安全対策基本法（抜粋） (市町村交通安全対策会議)</p> <p>第18条 市町村は、市町村交通安全計画を作成し、及びその実施を推進させるため、条例で定めるところにより、市町村交通安全対策会議を置くことができる。 (市町村交通安全計画等)</p> <p>第26条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成しなければならない。</p> <p>3 市町村交通安全計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱</p> <p>二 前項に掲げるもののほか、市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p> <p>5 市町村交通安全対策会議は、第一項の規定により市町村交通安全計画を作成したときは、すみやかに、これを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。</p>							

協定項目番号	2 3 - 6	合併協定項目	各種事務事業(交通関係)の取扱い	専門部会名	住民部会	分科会名	交通分科会
調整の方針（案）		6 交通安全施設については、 合併時に再編調整するものとする。 7 交通安全用具の支給については、 合併時に再編調整するものとする。 8 チャイルドシート事業については、 合併時に再編調整するものとする。 9 交通災害共済については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整するものとする。					
交通安全施設	観音寺市	大野原町	豊浜町				
	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全施設整備 市道部会について危険箇所並びに交通事故多発地点等に、防護柵・反射鏡等を設置して交通事故の防止を図る。 ・交通安全施設修繕 老朽化、または破損した反射鏡・防護柵等を修繕し、交通事故防止を図る。 ・実施担当 施工箇所の決定は建設課と市民課による協議にて行い、設計・契約については建設課が、支払行為は市民課が行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全施設整備 自治会等より依頼を受け、危険箇所並びに交通事故多発地点等に、防護柵・反射鏡等を設置して交通事故の防止を図る。 ・交通安全施設修繕 老朽化、または破損した反射鏡・防護柵等を修繕し、交通事故防止を図る。 ・実施担当 総務企画課が実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全施設整備 町道部会について危険箇所並びに交通事故多発地点等に、新たに必要とみなされる箇所へ防護柵・反射鏡等を設置して交通事故の防止を図る。 ・交通安全施設修繕 老朽化、または破損した反射鏡・防護柵等を修繕し、交通事故防止を図る。 ・実施担当 総務課が実施。 				
交通安全用具の支給	・支給要件 新入学・入園の幼児・児童等を対象に、観音寺地区交通対策連絡協議会等で購入した交通安全啓発用品を配布。	・支給要件 新入学・入園の幼児・児童等を対象に、観音寺地区交通対策連絡協議会等で購入した交通安全啓発用品を配布。	・支給要件 新入学・入園の幼児・児童等を対象に、観音寺地区交通対策連絡協議会等で購入した交通安全啓発用品を配布。				
チャイルドシート事業		<ul style="list-style-type: none"> ・支給要件 大野原町に住所を有する満6歳未満の幼児のいる世帯に対して、チャイルドシートを購入した場合に支給。 	<ul style="list-style-type: none"> ・支給要件 豊浜町に住所を有する満6歳未満の幼児のいる世帯で、かつ平成12年4月1日以降の出生児に対して助成。 				
交通災害共済	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 観音寺市民交通傷害保険 ・実施期日 毎年12月1日 ・加入者 13,318人 ・加入率 30.0% 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 大野原町民交通傷害保険 ・実施期日 毎年11月1日 ・加入者 1,086人 ・加入率 8.4% 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 豊浜町民交通傷害保険 ・実施期日 毎年11月1日 ・加入者 1,383人 ・加入率 15.3% 				
【先進地事例】							
丸亀市（平成17年3月22日予定） 交通安全対策事業等については、合併までに調整する。							
備前市・日生町・吉永町合併協議会（平成17年3月31日以前に合併予定） 1 交通安全啓発、交通指導員、防犯灯、駐輪場及び放置自転車対策事業については、当面現行のとおりとし、新市において調整する。 2 市町民交通傷害保険及びその他の交通対策事業については、新市において調整する。							
日置市（平成17年2月28日予定） 交通安全関係事業については、市民生活の安全確保の観点から引き続き推進するものとする。 (1) 交通安全計画については、合併時に新たな交通安全対策会議を設置し、策定する。 (2) 交通安全運動については、当分の間は現行のとおりとし、新市において新たな計画により推進する。 (3) 交通安全施設については、新市において設置基準を定める。							

協議第23号 - 11

各種事務事業(国民年金関係)の取扱いについて

各種事務事業(国民年金関係)の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成16年5月27日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会長 平野清

各種事務事業(国民年金関係)の取扱いについて

国民年金関係業務については、国の制度に基づき、現行のとおり
新市に引き継ぐものとする。

平成 年 月 日 確認

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

合併協定項目番号	23-11	合併協定項目 各種事務事業(国民年金関係)の取扱い	担当部会名	住民部会	担当分科会名	国民年金分科会
調整方針(案)	国民年金関係業務については、国の制度に基づき、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。					
事務事業名	觀音寺市	大野原町	豊浜町			
年金給付関係事務	<p>年金給付関係事務</p> <p>・年金請求は本人申請が原則である。満65歳に達する対象者は約450名あり、その中で、老齢基礎年金対象者を確定し、個人に通知を出すのは困難である。</p> <p>・障害基礎年金については本人からの申出があれば、裁定請求できるか社会保険事務所で納付要件を確認し、障害の程度を医師に確認したうえで申請してもらう。</p> <p>・遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金については、死亡報告の際に社会保険事務所で確認したうえで、遺族に請求できる年金の種類などを説明する。</p> <p>法定受託事務を原則に受給者の利益保護を考え、より有利な年金受給指導を行っている。</p>	<p>年金給付関係事務</p> <p>年金請求は本人申請が原則であるが、老齢基礎年金の請求については、1号期間のみの人には毎月個人宛てに受給案内をしている。 障害年金もある程度は本人からの申請により受付している。 遺族年金、寡婦年金、死亡一時金については、社会保険事務所への死亡報告時に何が請求できるかそのつど確認している。 どれも本人等の申請により記入内容と添付書類の点検後、受付処理簿に記入し、課長決裁後社会保険事務所へ毎月2回ほど郵送している。</p>	<p>年金給付関係事務</p> <p>・年金請求は原則的に本人申請であるが、老齢基礎年金(1・3号期間含む人)については照会センター及び社会保険事務所で資格を確認したうえで、誕生日の前月に個人宛に裁定請求の案内通知を出している。 ・障害基礎年金については本人からの申出があれば、裁定請求できるか社会保険事務所で納付要件を確認し、障害の程度を医師に確認したうえで申請してもらう。 ・遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金については死亡報告の際に社会保険事務所で確認したうえで、遺族に請求できる年金の種類などを説明する。 法定受託事務を原則に受給権者の利益保護を考え、より有利な年金受給指導を行っている。</p>			

各種事務事業（農林水産事業関係）の取扱いについて

各種事務事業（農林水産事業関係）の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成16年5月27日 提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

会長 平野清

各種事務事業（農林水産事業関係）の取扱いについて

- 1 農業振興関係については、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 農業振興地域整備計画については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整し、新たに計画を策定する。
 - (2) 水田農業構造改革対策については、現行のとおり引き継ぐ。
 - (3) 国庫補助事業・単独県費補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、市町上乗せ分については、合併時に再編統一する。
 - (4) 市町単独事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
 - (5) 有害鳥獣駆除関係については、合併時に再編統一する。
 - (6) 生活研究グループ等については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに統合されるよう調整に努める。
 - (7) 農業関係団体への補助金、負担金等については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
- 2 土地改良関係については、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 国庫補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、市町上乗せ分については、継続事業は、現行のとおり引き継ぎ、新規事業については、合併時に再編調整する。
 - (2) 単独県費補助事業については、合併時に大野原町の例により統一する。
 - (3) 市町単独事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
 - (4) 土地改良区関係団体については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - (5) 香川用水関係事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
 - (6) 災害復旧事業については、合併時に再編統一する。
- 3 林務・水産関係については、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 林業関係団体については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - (2) 水産関係団体については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - (3) 国庫補助事業・単独県費補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - (4) 漁港・海岸の占用料については、合併時に観音寺市の例により統一する。

平成 年 月 日 確認

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

協定項目番号	23 - 17	合併協定項目	各種事務事業(農林水産事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	農林水産分科会
調整方針(案)	1 (1) 農業振興地域整備計画については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整し、新たに計画を策定する。						
事務事業名	觀音寺市	大野原町	豊浜町				
農業振興地域整備計画	<p>策定状況 地域指定年度・昭和40年度 整備計画策定年度・昭和45年度 特別管理地域指定年度・昭和57年度 平成8年度 全体見直し(法第12条2第1項) 個別見直し(法第8条第項第1号)</p> <p>計画概要 農業振興地域：用途区域及び栗井町の山林の一部を除く市内全域 農業地域区分：平地農業地域 都市計画区分：1,707ha(市域の一部) 農用地区域：農業振興地域内の1,400haを設定 その他農業関係法令に基づく各種農業振興計画による地域指定 計画等名-指定地域等の範囲 ・酪農肉用牛生産近代化計画 - 全域 ・野菜指定産地 - 全域 ・果樹濃密生産団地指定 - 全域 ・農業経営基盤強化促進基本構想 - 農業振興地域 ・農業生産総合振興計画 - 全域</p>	<p>策定状況 農業振興地域整備計画書について 策定:昭和44年度 全体見直し(法第12条2第1項) :昭和61年度 :平成9年度 :平成13年度 個別見直し(法第8条第2項第1号)</p> <p>計画概要 農業振興地域：町内全域 農業地域区分：平地農業地域 都市計画区分：なし 農用地区域：町内全域 (山間部は一部 含まない)</p> <p>その他農業関係法令に基づく各種農業振興計画による地域指定 計画等名-指定地域等の範囲 ・野菜指定産地生産出荷近代化計画 - 全域 ・酪農肉用牛生産近代化計画 - 全域 ・果樹濃密生産団地計画 - 全域 ・農業生産総合振興計画 - 全域 ・農林業等活性化基盤整備計画 - 五郷地区 ・農業経営基盤強化促進基本構想 - 全域 ・山村振興 - 五郷地区</p>	<p>策定状況 農業振興地域整備計画書について 作成年月日 昭和61年度 全体見直し(法第12条2第1項) (平成15年度)</p> <p>個別見直し(法第8条第2項第1号)</p> <p>計画概要 農業振興地域:町内全域 農業地域区分:平地農業地域 都市計画区分:町内全域都市計画区域(無指定)</p> <p>農用地区域：町内全域(山間部は一部含まない) その他農業関係法令に基づく各種農業 振興計画による地域指定 計画等名-指定地域等の範囲 ・野菜指定産地生産出荷近代化計画 - 全域 ・酪農肉用牛生産近代化計画 - 全域 ・果樹濃密生産団地計画 - 全域 ・農業生産総合振興計画 - 全域 ・農林業等活性化基盤整備計画 - 全域 ・農業経営基盤強化促進基本構想 - 全域</p>				
農業振興対策協議会	農業振興地域整備促進協議会で審議	農業振興対策協議会 なし 農業委員会で審議	農業振興対策協議会 なし 農業委員会で審議				
農業振興地域整備計画変更	個別見直し(農振除外等)について 隔月受付(2,4,6,8,10,12,2)月の各々10日 締め切りから決定までに4ヶ月を要する。 年間申出件数 約100件 以下は、その間の事務手続き等 ・申出書の内容審査及び申請地現況 調査 ・市農振協議会の議案書作成 ・県への事前協議 ・公告・縦覧手続き ・県への協議 ・決定通知・決定の公告・縦覧手続き	農業振興地域整備計画変更 個別見直し(農振除外等)について (法第8条第2項第1号) 案件：毎年偶数月の10日締切	農業振興地域整備計画変更 個別見直し(農振除外等)について (法第8条第2項第1号) 案件:毎月偶数月の10日締切				

協定項目番号	23 - 17	合併協定項目	各種事務事業(農林水産事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	農林水産分科会
調整方針(案)	1 (1) 農業振興地域整備計画については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整し、新たに計画を策定する。						
事務事業名	觀音寺市	大野原町		豊浜町			
農業振興地域整備計画	全体見直しについて 平成13年度において農業委員会が の農用地利用の意向調査を実施済み であり全体見直しが急がれる。						

協定項目番号	23-17 合併協定項目 各種事務事業(農林水産事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	農林水産分科会											
調整方針(案)	1 (2) 水田農業構造改革対策については、現行のとおり引き継ぐ。															
事務事業名	觀音寺市	大野原町	豊浜町													
水田農業構造改革対策	<p>生産調整について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水稻生産目標数量 3,727.9 t ・水稻の作付目標面積 748.5 ha ・水稻作付率 57% ・傾斜配分 2,105m²までは、水稻作付可能面積 1,200m² <p>加工米について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配分方法:農家の希望数 ・面積換算:うるち米1袋60m² <p>決定方法等</p> <ul style="list-style-type: none"> 2月市生産調整推進の検討会 3月市水田農業経営確立対策推進協議会 <p>構成メンバー</p> <ul style="list-style-type: none"> 市長・JA支部長・農業委員・普及センター・食糧事務所・市議会正副議長・農業共済組合・JA関係者等 <p>周知方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 4月各地協議会 各種資料提出 7月転作等各地区協議会 8月転作圃地の現地確認 9月転作圃地の再確認 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 1年中関係事務 2月に最終データ処理 転作確認 周知方法・集落実行組合長が各戸に立て札配布し周知 	<p>生産調整について</p> <p>面積の配分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配分率 : 57.8% ・飯米農家 : 緩和措置 ・傾斜配分 : 下記のとおり <table border="0"> <tr> <td>保有水田面積 1m² ~ 4000m²</td> <td>58.4%</td> </tr> <tr> <td>4001 ~ 20000m²</td> <td>57.8%</td> </tr> <tr> <td>20001m²を超えた残りの面積</td> <td>70%</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・水稻生産目標数量 2514.8t ・水稻作付目標面積 501.9 ha <p>加工米について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配分方法:農家の希望数 ・面積換算:大野原町の農業共済引受基準単収を使用 <p>決定方法等</p> <ul style="list-style-type: none"> 2月下旬大野原町・豊浜町地域水田農業推進協議会を開催 ・審議事項 <ul style="list-style-type: none"> 水田農業経営確立対策の取組 大野原町における実施方針 生産調整目標面積の配分方針 「とも補償」交付対象作物・交付単価等の設定 <p>構成メンバー</p> <ul style="list-style-type: none"> 町長、収入役、議長、副議長、建設経済委員(5名)、農業委員会会長・会長職務代理者、普及センター所長、農業共済組合長理事、高松食糧事務所香川西部支所長、香川豊南農業協同組合(5名)、町内土地改良区理事長(6名)、西讃コープ豊南支部長、農協肥育牛部会長、農協柑橘部会長、農協レタス部会長、農協たまねぎ部会長、農協花き部会長、町商工会長、町婦人会長、町経済課長 <p>周知方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 2月下旬に次年度の生産調整の取組についてJAが連絡員会を開催、3月中旬に町が実行組合長会を開催し、生産調整の取組、目標面積の提示及び通知し、4月下旬までに取りまとめを行う。 	保有水田面積 1m ² ~ 4000m ²	58.4%	4001 ~ 20000m ²	57.8%	20001m ² を超えた残りの面積	70%	<p>生産調整について</p> <p>面積の配分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配分率 : 58.0% ・飯米農家 : 保有水田面積が4,000m²以上の農業者を対象に一律割とし、2.2%追加配分する。 ・傾斜配分 : 下記のとおり <table border="0"> <tr> <td>1m² ~ 4000m²</td> <td>58.7%</td> </tr> <tr> <td>4001 ~ 20000m²</td> <td>58.0%</td> </tr> <tr> <td>20001m²を超えた残りの面積</td> <td>70%</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・水稻生産目標数量 773.5t ・水稻作付目標面積 158.8ha <p>加工米について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配分方法:農家の希望数 ・面積換算:豊浜町の農業共済引受基準反収を使っている。 <p>決定方法等</p> <ul style="list-style-type: none"> 2月下旬大野原町・豊浜町地域水田農業推進協議会 ・審議事項 <ul style="list-style-type: none"> 生産調整の推進全般 配分面積を決定している。 <p>構成メンバー</p> <ul style="list-style-type: none"> 町長、香川豊南農協代表理事組合長、JA香川県豊浜支店長、町議会議長、農業委員会会长、町議会総務経済常任委員会委員長、普及センター所長、高松食糧事務所香川西支所長、三豊農業共済組合長理事、各営農集団代表 <p>周知方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 3月下旬に次年度の生産調整への取組について町が実行組合長会を開催し、転作面積を周知し、4月中旬までに取りまとめている。 	1m ² ~ 4000m ²	58.7%	4001 ~ 20000m ²	58.0%	20001m ² を超えた残りの面積	70%	
保有水田面積 1m ² ~ 4000m ²	58.4%															
4001 ~ 20000m ²	57.8%															
20001m ² を超えた残りの面積	70%															
1m ² ~ 4000m ²	58.7%															
4001 ~ 20000m ²	58.0%															
20001m ² を超えた残りの面積	70%															

協定項目番号	23 - 17 合併協定項目 各種事務事業(農林水産事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	農林水産分科会
調整方針(案)	1 (2) 水田農業構造改革対策については、現行のとおり引き継ぐ。				
事務事業名	觀音寺市	大野原町	豊浜町		
水田農業構造改革対策	転作確認 8月1日前後で7日間 実行組合長が案内人で 延べ145班	転作確認 周知方法: 実行組合長が各戸に周知 確認時期: 8月1日前後で7日間 確認体制: 農協職員 4人 普及センター職員 4人 農業共済組合職員 2人 農政事務所職員 1人 経済課職員 8人 アルバイト 4人 4班編成で確認	転作確認 周知方法: 実行組合長が各戸に配布及び回収 確認時期: 8月1日前後で4日間 確認体制: 6班体制で確認 香川豊南農協職員 4人 普及センター職員 4人 JA豊浜支店職員 4人 農業共済組合職員 4人 農政事務所職員 4人 経済課職員 6人 人数は延べ数 確認時には、各実行組合長が現地案内		

協定項目番号	23 - 17 合併協定項目 各種事務事業(農林水産事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	農林水産分科会
調整方針(案)	1 (3) 国庫補助事業・単独県費補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、市町上乗せ分については、合併時に再編統一する。				
事務事業名	觀音寺市	大野原町	豊浜町		
国庫補助事業	農業生産総合対策事業 ハード事業 国庫補助率 1 / 2 市補助率 7 % ソフト事業 国庫補助率 1 / 2 市補助率 1 / 2	農業生産総合対策事業 実績なし	農業生産総合対策事業 実績なし		
単独県費補助事業	多彩な園芸産地促進事業 ホップ事業 15年度なし ステップ事業(経営・産地発展型) JA観音寺支部 ·栽培温室 ·養液栽培施設 ·暖房施設 県補助金 1/3 4,289千円 市補助金 5% 643千円 県補助率 1 / 3 市補助率 JA 5 % その他 4 % ジャンプ事業(産地強化型) 実績なし	多彩な園芸産地促進事業 ホップ事業(企画推進型) 新技術の実証展示 補助率 県 1/2 事業主体 1/2 実績なし ステップ事業(経営・産地発展型) ·小規模土地基盤整備事業 改植、園内道・灌水設備整備 補助率 県 1/2 町 1/20 事業主体 9/20 実績(14年度) ·事業主体 柑橘振興組合 事業費 59,200千円 補助金 県 29,600千円 町 2,960千円 ·機械施設整備 補助率 県 1/3 事業主体 2/3 実績 ·事業主体 香川豊南農業協同組合 事業内容 青ねぎ計量結束包装装置 菊用自動結束ロボット付自動選別機他 花集出荷場新設工事 事業費 49,544,250円 補助金 県 15,728千円 ·事業主体 中央生産組合 事業内容 乗用トップマルチャー 1台 レタス移植機 2台 青ネギ皮むき機 1台 事業費 2,913,850円 補助金 県 971千円 ジャンプ事業(産地強化型) 実績なし	多彩な園芸産地促進事業 ホップ事業(企画推進型) 実績なし ステップ事業(経営・産地発展型) 実績なし ジャンプ事業(産地強化型) 実績なし		

協定項目番号	23 - 17 合併協定項目 各種事務事業(農林水産事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	農林水産分科会
調整方針(案)	1 (3) 国庫補助事業・単独県費補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、市町上乗せ分については、合併時に再編統一する。				
事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町		
単独県費補助事業	水田農業経営確立対策事業 ・土地利用型農業活性化対策事業 油井畠農支援組合 コンバイン トラクター等 県補助金 1/3 4,757千円 市補助金 4% 570千円 植田畠農組合 コンバイン 県補助金 1/3 3,737千円 市補助金 4% 448千円 ・土地利用型農業活性化対策事業 技術実証 (高品質安定生産技術) ・排水対策 ・病害虫対策等 JA観音寺支部 県補助金 100% 1,526千円	水田農業経営確立対策事業 土地利用型農業活性化対策事業 ・技術実証 実績(14年度) ・事業主体 香川豊南農業協同組合 事業内容 赤かび防除対策 1,060a 補助金 県 143,100円 (135円 × 1,060a) ・機械施設等整備 補助率 県 1/3 事業主体 2/3 実績(14年度) ・事業主体 香川豊南農業協同組合 事業内容 クレーンホイスト 新設工事 事業費 8,715千円 補助金 県 2,766千円 麦大豆本作化推進対策事業 ・技術実証 補助単価 県 5,000円/10a 実績(14年度) ・事業主体 香川豊南農業協同組合 事業内容 麦施肥・播種・盛土 同時作業 324a 補助金 県 162千円 ・機械施設等整備 補助率 県 1/3 事業主体 2/3 実績(14年度) ・事業主体 香川豊南農業協同組合 事業内容 麦用コンバイン 1式 播種機 1台 フレールモア 1台 事業費 11,447,100円 補助金 県 3,634千円	.水田農業経営確立対策事業		
効率的・持続的な集落営農育成事業	効率的・持続的な集落営農育成事業	効率的・持続的な集落営農育成事業			
実績なし	実績なし	平成14年度終了			

協定項目番号	23 - 17	合併協定項目	各種事務事業(農林水産事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	農林水産分科会
調整方針(案)	1 (3) 国庫補助事業・単独県費補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、市町上乗せ分については、合併時に再編統一する。						
事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町				
独創型高付加価値農業育成対策事業 実績なし	独創型高付加価値農業育成対策事業 独創性に富んだ収益性の高い農業を事業化するチャレンジ活動を行う事業 補助率 県 1/2 事業主体 1/2 実績 ・事業主体 大豊農業振興センター 事業内容 開発実証 食品乾燥機 1台 粉碎機 1台 導入実証 玉葱移植機 1台 トラクター 1台 管理作業機 1台 パレットフォーク 1台 パレット 400枚 フォークリフト 1台 運搬車 1台 特許取得 コンサルタント費 事業費 20,091,750円 補助金 県 10,044千円	新規就農希望者受入施設整備事業 新規就農希望者を受け入れるため、宿舎・研修施設等を整備する事業 補助率 県 1/3 (補助金上限 3,000千円) 事業主体 総事業費-県補助金	新規就農希望者受入施設整備事業 実績なし				
新規就農希望者受入施設整備事業 実績なし							

協定項目番号	23-17 合併協定項目 各種事務事業(農林水産事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	農林水産分科会
調整方針(案)	1 (4) 市町単独事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。				
事務事業名	觀音寺市	大野原町	豊浜町		
市町単独事業	<p>転作作物等推進事業 該当なし</p> <p>土づくり推進事業 有機農産物生産振興対策事業 10a当たり4tを限度として1t当たり500円を補助する。 補助額 1,000千円まで 事業主体 JA</p> <p>新生産調整推進対策牧草種子導入事業 対象者 酪農及び肉用牛繁殖農家 26戸 5戸 飼料作物作付面積 2770アール 種子量 1380kg 事業費 1,465,369円 補助金 250,000円(定額)</p>	<p>転作作物等推進事業 農協で購入した種子に限り、町・農協にてレンゲ・ソルゴー・麦の種子代を助成する。 助成内容 レンゲ種子(1,260円 / 10a) 町1/3、農協1/3、農家負担1/3 ソルゴー種子(1,290円 / 10a) 町1/3、農協1/3、農家負担1/3 はだか麦種子(5,000円 / 10a) 町1/3、農協2/3</p> <p>土づくり推進事業 完熟牛糞堆肥・バーク堆肥・もみがら堆肥の購入費を補助する 補助率 購入、施用した堆肥 1トンにつき付500円又は購入金額の100分の15のいずれか低い方 (ただし、10a当たり4tを限度とする)</p> <p>農業委託実習生受入事業 姉妹縁組をしている真狩村の真狩高校の修学旅行生を受け入れ、みかん農家で農作業を実習してもらう事業 受入農家代表者に補助金 230千円</p> <p>新生産調整推進対策牧草種子導入事業 該当なし</p>	<p>転作作物等推進事業 農協で購入した種子に限り、豊浜町・農協にてレンゲ・ソルゴー・麦の種子代を助成する。 助成内容 レンゲ種子(1,260円 / 10a)町1/3、農協1/3、農家負担1/3 ソルゴー種子(1,290円 / 10a)町1/3、農協1/3、農家負担1/3 はだか麦種子(5,000円 / 10a)町1/3、農協2/3</p> <p>土づくり推進事業 1800千円(町1200千円・JA豊南500千円・JA香川豊浜100千円)</p> <p>町農地流動化事業 町内の農家で、40a以上の耕作者で、農地を6年以上借りた者に対し10a当たり20,000円の助成又期限内に解約したときは、解約した面積分の金額を返還(農地流動化推進助成金交付要綱 平成18年3月31日まで) 予算額800千円</p> <p>新生産調整推進対策牧草種子導入事業 該当なし</p>		

協定項目番号	23 - 17 合併協定項目 各種事務事業(農林水産事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	農林水産分科会
調整方針(案)	1 (5) 有害鳥獣駆除関係については、合併時に再編統一する。				
事務事業名	觀音寺市	大野原町	豊浜町		
獣友会	管轄獣友会 香川県獣友会観音寺支部 被害を受けた自治会へ補助金 被害を受けた地区自治会会长が有害鳥獣駆除依頼書を市に提出 市担当が現地調査及び当該許可申請に対する意見書受付 申請書・意見書を審査し、許可証を発行・交付 通知書を県知事・地元警察署長へ提出 駆除した後、書類・写真をそえて市へ請求 自治会長へ補助金支払い	管轄獣友会 香川県獣友会豊浜支部 有害鳥獣駆除活動への補助金 200,000円 獣友会の役員会、総会への出席 (要請・案内等があったとき) 狩獵者登録事務の手伝い	管轄獣友会 香川県獣友会豊浜支部 有害鳥獣駆除活動への補助金 200,000円 獣友会の役員会、総会への出席 (要請・案内等があったとき) 狩獵者登録事務の手伝い		
有害鳥獣捕獲 補助金	有害鳥獣駆除用罠具購入補助 該当なし	有害鳥獣駆除用罠具購入補助 大野原町に在住する甲種狩獵免許有資格者が、有害鳥獣駆除において捕獲するために使用するくくり罠を購入するための経費に対して補助金を支給する。1台当たりの補助単価は、5,000円又は購入価格の1/3のいずれか低い方とし、1人1回当たり20,000円を補助限度額とする。ただし、1回補助を受けた狩獵免許有資格者は、補助を受けた年度から5年間は補助を受けることができない。	有害鳥獣駆除用資材購入補助 豊浜町内の狩獵免許有資格者を含む団体であり当該年度に鳥獣捕獲許可した者に対し、有害鳥獣駆除において捕獲する為に使用するくくり罠を購入する為の経費に対して補助金を交付する。1台当たりの補助単価は5,000円又は購入価格の1/3のいずれか低い方とし、1共同体1回1台当たり20,000円を補助限度額とする。 捕獲檻を購入するための経費補助金として購入価格の1/3とし、1共同体1回1台当たり30,000円を補助限度額とする。	有害鳥獣駆除用資材購入補助 豊浜町に在住するものであり、当該年度に新たに甲種狩獵免許を取得した者に対し、受験手数料と初心者講習会受講料の合計金額を補助する。	狩獵免許取得 該当なし
有害鳥獣防止 対策補助事業	被害対策用ネット等設置事業 電気柵・箱檻等により農作物の被害防止を図るため、被害地域における狩獵免許有資格者及び農業者を対象に、有害鳥獣の駆除と自己防衛を目的とする 有害鳥獣駆除対策事業(市単独) 1回目 30千円 2回目 20千円 3回目 10千円 上限(1地区) 60,000円 交付先 粟井外4地区	被害対策用ネット等設置事業 該当なし	被害対策用ネット等設置事業 該当なし	被害対策用ネット等設置事業 電気柵・箱檻等により農作物の被害防止を図るため、被害地域における狩獵免許有資格者及び農業者を対象に、有害鳥獣の駆除と自己防衛を目的とする 資材購入価格の1/3若しくは30,000円以下のいずれか低い方とし、1人1回の補助を限度とする。	

協定項目番号	23 - 17	合併協定項目	各種事務事業(農林水産事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	農林水産分科会
調整方針(案)	1 (6) 生活研究グループ等については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに統合されるよう調整に努める。						
事務事業名	觀音寺市	大野原町	豊浜町				
生活研究グループ等	生活研究グループ等 該当なし	生活研究グループ等 組織数: 10 会員数: 48 役員: 21 事務局: 経済課内 助成金: 年間200千円 活動内容: イベントへの参加(もろみ、おはぎ等製造・販売) 料理教室	生活研究グループ等 組織数: 11 会員数: 178 役員: 26 事務局: 経済課内 助成金: 年間150千円 活動内容 緑化活動 フラワーアレンジメント、料理講習等、各種講習会実施 各種イベントへの参加 事務局は会議等の補助的な事務 その他グループ 梨加工研究会 会員数 31人 役員数 7人 事務局 会長宅内 助成金 年間150千円 活動内容 梨加工品の研究、作成、販売 各種イベントへの参加 メロン加工研究会 会員数 45人 役員数 14人 事務局 JA香川豊浜支店 助成金 年間 100千円				

協定項目番号	23 - 17 合併協定項目 各種事務事業(農林水産事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	農林水産分科会	
調整方針(案)	1 (7) 農業関係団体への補助金、負担金等については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。					
事務事業名	觀音寺市	大野原町	豊浜町			
農業関係団体への補助金等	<p>農協等各種団体 三豊地域農業農村活性化推進機構負担事業 432千円 集落団体活動事業 1,400千円</p> <p>三豊農業改良普及協議会負担金 120千円</p>	<p>農協等各種団体 大豊農業振興センター 2,000千円(負担金) 農業改良普及協議会 120千円(負担金) 三豊地区課長会及び担当者会 30千円(負担金) 三豊地域農業農村活性化推進機構 312千円(負担金) 香川県認定農業者協議会 50千円(補助金) 農業信用基金協会 110千円(出資金)</p>	<p>農協等各種団体 県認定農業者協議会負担金 30千円 大豊農業振興センター 800千円 三豊地域農業農村活性化推進機構 149千円</p>			
農業生産資材廃棄物適正処理推進事業等	農業生産資材廃棄物適正処理推進事業等 (香川豊南地区農業生産資材廃棄物適正処理推進対策協議会規約) 規約しかない 負担金・補助金 0円	農業生産資材廃棄物適正処理推進事業等 (香川豊南地区農業生産資材廃棄物適正処理推進対策協議会規約) 規約しかない	農業生産資材廃棄物適正処理推進事業等 (香川豊南地区農業生産資材廃棄物適正処理推進対策協議会規約) 規約しかない			
生産組織育成団体への補助金	<p>営農組合・農協部会等 .葉タバコ生産振興事業 定額 100千円</p>	営農組合・農協部会等 なし	<p>営農組合・農協部会等 上田井濃密営農集團 80千円 雲岡あすなろ会 80千円 道溝営農集團 80千円 本村営農集團 80千円 長谷営農集團 40千円 大平木営農集團 25千円 箕浦営農集團 20千円 花卉部会 50千円 豊浜町農業経営者協議会 300千円 観光農園 100千円 香川豊南農業組合 野菜栽培技術研究助成(レタス40千円・たまねぎ20千円・きゅうり30千円) JA香川豊浜支店 35千円 梨技術研究助成 香川豊南農業協同組合 60千円 ねぎ・なす技術研究助成 30千円 ぶどう・みかん技術研究助成 20千円 JA香川豊浜支店 イチゴ生産組合 20千円 定着団地化指導助成 香川豊南農業協同組合 20千円 JA香川豊浜支店 野菜集團育成助成 香川豊南農業協同組合 60千円 JA香川豊浜支店 15千円 浜長谷園芸組合 20千円 振落園芸組合 20千円 本村園芸組合 20千円 箕浦園芸組合 20千円 土づくり指導助成 香川豊南農業協同組合 30千円 JA香川豊浜支店 10千円</p>			

協定項目番号	23 - 17 合併協定項目 各種事務事業(農林水産事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	農林水産分科会
調整方針(案)	1 (7) 農業関係団体への補助金、負担金等については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。				
事務事業名	觀音寺市	大野原町	豊浜町		
畜産関係団体 への補助金等	<p>西部家畜保健所・畜産共進会 香川県農協觀音寺支部主催畜産共進会 酪農 肉用牛 事業費 1,895,000円 補助金 360,000円(定額) JAより交付申請 JAに支出</p> <p>香川県畜産共進会 事業費 364,235円 補助費 140,000円(定額) JAより交付申請 JAに支出</p> <p>畜産組合 該当なし</p> <p>全国和牛能力共進会 事業費 3,700,000円 補助金 462,000円(定額) JAより交付申請 JAに支出</p>	<p>西部家畜保健所・畜産共進会 香川豊南農協主催 枝肉共励会 坂出 開催 神戸 開催 事業費 1,007,204円 補助金 600,000円(定額) 町長賞贈呈 5,000円(賞金)</p> <p>香川県畜産共進会 出品者に対し、1頭につき牛7,000円、 豚5,000円の報償金を支出している。</p> <p>畜産組合 該当なし</p> <p>全国和牛能力共進会 該当なし</p>	<p>西部家畜保健所・畜産共進会 香川豊南農協主催 枝肉共励会 坂出 開催 神戸 開催 事業費 1,007,204円 補助金 160,000円(定額)</p> <p>香川県畜産共進会 出品者に対し、1頭につき5,000円出品補助をしている。</p> <p>畜産組合 豊浜町畜産組合に対し畜産振興助成として補助をする。</p> <p>全国和牛能力共進会 該当なし</p>		

協定項目番号	23-17	合併協定項目 各種事務事業(農林水産事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	農林水産分科会
調整方針(案)	2 (1) 国庫補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、市町上乗せ分については、継続事業は、現行のとおり引き継ぎ、新規事業については、合併時に再編調整する。					
事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町			
団体営土地改良事業	団体営基盤促進事業 三豊干拓地区 事業概要 事業費 99,000千円 事業量 延長 L=773m 幅員 W=5m 工事期間 H12~H14 事業費負担割合 国 50% 県 10% 市 10% 地元 30%	団体営基盤整備促進事業 下萩原地区 事業期間 H14年度 ~ H17年度 事業概要 事業費 330,000千円 事業量 農道L = 4,119m 水路L = 1,612m 事業負担割合 国 50% 県 25% 町 10% 地元 15%	団体営基盤整備促進 尾崎地区 事業推進 H20年度より 事業概要 事業費 32,000千円 事業量 補装 L = 2650m 水路 L = 280m 工事期間 H20 事業費負担割合 国 50% 県 25% 町 0% 地元 25%			
	中姫地区 事業期間 H16年度 ~ H18年度 事業概要 事業費 318,000千円 事業量 農道 L = 3,597m 水路 L = 902m 事業負担割合 国 50% 県 25% 町 10% 地元 15%		野々池大坪線 農道 250m 水路 100m 事業費 70,000千円 工事期間 H18 ~ H20 事業費負担割合 国 50% 県 10% 町 40%			
	団体営地域用水環境整備事業 一の谷地区 ため池改修 工事期間 H16 ~ H19 事業費 200,000千円 事業費負担割合 国 50% 県 20% 市 30%					
	農地等高度利用促進事業 広庄地区 ほ場整備 5ha 工事期間 H16 ~ H20 事業費 350,000千円 事業費負担割合 国 50% 県 25% 市 2% 地元 23%					

協定項目番号	23 - 17	合併協定項目 各種事務事業(農林水産事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	農林水産分科会
調整方針(案)	2 (2) 単独県費補助事業については、合併時に大野原町の例により統一する。					
事務事業名	觀音寺市	大野原町		豊浜町		
単独県費補助事業	単独県費補助事業(市町営) 該当なし 単独県費補助事業(土地改良区営) 全体事業費 221,860千円 市補助金 44,372千円 (市内52地区) 負担率 県 50% 市 20% 地元 30%	単独県費補助事業(市町営) 14年度 2地区 単独県費補助事業(土地改良区営) 14年度 35地区 町補助金 一般単県上乗せ 20% (20,000千円) 香川用水非受益地 10,000千円まで 20% 10,000千円以上 10%		単独県費補助事業(市町営) 該当なし 単独県費補助事業(土地改良区営) H14 地区数 4地区 一般単県上乗せ 20%以内 (3,700千円) 香川用水非受益地 なし		
	土地改良区 事業費 補助金 觀音寺町 13,120,000 2,624,000 柞田 46,600,000 9,320,000 常磐 47,740,000 9,548,000 高室 5,000,000 1,000,000 栗井 37,820,000 7,564,000 一ノ谷 17,080,000 3,416,000 豊田 26,300,000 5,260,000 豊穂池 5,600,000 1,120,000 木の郷町 5,000,000 1,000,000 三豊干拓 13,000,000 2,600,000 逆瀬池 4,600,000 920,000 全体計 221,860,000 44,372,000					

協定項目番号	23 - 17 合併協定項目 各種事務事業(農林水産事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	農林水産分科会
調整方針(案)	2 (3) 市町単独事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。				
事務事業名	觀音寺市	大野原町	豊浜町		
市町単独事業	<p>市単独補助土地改良事業 (事業費200万円を上限とする。) 補助率 50% 農道・水路・排水機の修繕等</p> <p>事業概要(採択基準) · 受益面積 概ね1ha以上 · 受益戸数 5戸以上 · 事業費 10万円～200万円 · 用地費・各種補償金は補助対象とならない。 · 農道幅員は原則3m以上</p>	<p>町単独農道整備事業 (事業費100万円を上限とする) 農道 3.0m以上 50% (舗装及び改良) 2.0m以上3.0m未満 40% (舗装及び改良) ほ場整備地内 30% (舗装)</p> <p>採択基準 · 受益面積 · 受益戸数 5個以上</p>	<p>町単独農道整備事業 (事業費150万円を上限とする) 農道 2.0m以上 50%以内 かんがい排水 0.3m以上 50%以内 (事業費(資材費)30万円以内) 小規模事業 農道2.0m以上 水路0.3m以上 資材費の70%以内</p> <p>採択基準 · 受益面積 · 受益戸数 2個以上</p>		

協定項目番号	23 - 17 合併協定項目 各種事務事業(農林水産事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	農林水産分科会
調整方針(案)	2 (4) 土地改良区関係団体については、現行のとおり新市に引き継ぐ。				
事務事業名	觀音寺市	大野原町	豊浜町		
土地改良区	<p>觀音寺市土地改良協議会内の7土地改良区についての土地改良事業関係の指導、補助金の額の確定、交付。</p> <p>觀音寺市木之郷町土地改良区 觀音寺市豊田土地改良区 三豊郡中部用水土地改良区 觀音寺市逆瀬池土地改良区 觀音寺市ほ場整備土地改良区 觀音寺市柞田土地改良区 觀音寺市一ノ谷池土地改良区 觀音寺市粟井土地改良区 觀音寺市高室土地改良区 觀音寺市觀音寺町土地改良区 三豊干拓土地改良区 觀音寺市常磐土地改良区</p> <p>事務 觀音寺市土地改良協議会に事務委託 ・土地改良区一般經理事務 ・入札、契約、支払い関係 ・単独県費補助事業採択申請</p> <p>行事 総代会 年 1~2回 理事会 年 3~5回</p> <p>土地改良区の工事関係 (団体営、単県事業)について市職員4人が兼務。</p>	<p>大野原町内土地改良区数 7土地改良区 　　豊穂池土地改良区 　　五郷土地改良区 　　萩原土地改良区 　　大谷池土地改良区 　　紀伊土地改良区 　　花稻土地改良区 　　大野原町圃場整備土地改良区</p> <p>上記の7土地改良区において、合同事務所を設置。</p> <p>事業 県営事業については、負担団体として受益者調整。 団体営、単県事業等の調査、計画、事業実施。</p> <p>事務 予算関係資料、農林漁業資金借入償還、事業認可申請、賦課隸書の発行及び徴収庶務、会計事務。</p> <p>行事 総代会 年 1回 役員会 年 隨時開催 理事会 年 隨時開催</p> <p>単独県費土地改良事業 H13 42地区 H14 35地区</p> <p>補助金 　　千円 　　柞田川沿岸土地改良区連合 1,000 　　町ほ場整備土地改良区 300 　　合同事務所(土地改良区) 500</p> <p>単県事務の手続き関係で、町職員が1人兼務。H15まで。</p>	<p>豊浜町土地改良区 地区 豊浜町全域 面積 446ha 組合員 729人 総代 40人 理事 15人 監事 2人</p> <p>事業 県営事業については、負担団体として受益者調整。 団体営、単県事業等の調査、計画、事業実施</p> <p>事務 予算関係資料、農林漁業資金借入償還、事業認可申請、賦課隸書の発行及び徴収庶務、会計事務。 経常賦課金徴収基準 　　水田10a当たり300円 　　畠等10a当たり150円</p> <p>行事 総代会 年 2~3回 役員会 年 2~3回 監事會 年 2回</p> <p>単独県費補助土地改良事業 H13. 2地区 H14. 3地区</p> <p>事務・工事関係で2人の町職員が兼務。</p>		

協定項目番号	23 - 17	合併協定項目 各種事務事業(農林水産事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	農林水産分科会
調整方針(案)	2 (5) 香川用水関係事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。					
事務事業名	觀音寺市	大野原町	豊浜町			
香川用水	香川用水 配水管管理 各分水毎の配水連絡、調整 負担金関係 台帳の移動整理 決済金の徴収 香川用水経常賦課金(10a当たり 500円) 14年度 6,808,000円 面積 13,616(10a)	香川用水 配水管管理 各分水毎の配水連絡、調整 負担金関係 台帳の移動整理 決済金の徴収 香川用水経常賦課金(10a当たり 500円) 14年度 5,699,000円 面積 113,980a	香川用水 配水管管理 各分水毎の配水連絡、調整 負担金関係 台帳の異動整理 決済金の徴収 香川用水経常賦課金(10a当たり 500円) 14年度 2,194,500円 面積 43740a			
	維持管理費(10a当たり 900円) 土地改良区が負担 香川用水運営費 14年度 456,100円	維持管理費(10a当たり 900円) 土地改良区が負担	維持管理費(10a当たり 900円) 14年度 21,836円	維持管理費(10a当たり 900円) 14年度 21,836円 維持管理費の徴収については、土地改良区の経常賦課金と同時に徴収している。		
	香川用水市長会費 14年度 19,950円					

協定項目番号	23 - 17	合併協定項目 各種事務事業(農林水産事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	農林水産分科会
調整方針(案)	2 (6) 災害復旧事業については、合併時に再編統一する。					
事務事業名	觀音寺市	大野原町		豊浜町		
災害復旧	<p>目的 異常なる天然(暴風、洪水、高潮、地すべり、地震、その他)によって被災を蒙った農地、農業用施設を復旧する。</p> <p>負担割合 公共災害 ・施設 国 65% 地元 35% ・農地 国 50% 地元 50%</p> <p>増高がない場合は市補助金交付規程により15%の補助あり。</p>	<p>目的 異常なる天然(暴風、洪水、高潮、地すべり、地震、その他)によって被災を蒙った農地、農業用施設を復旧する。</p> <p>負担割合 施設 国65% 地元35% 農地 国50% 地元50%</p>		<p>目的 異常なる天然現象(暴風、洪水、高潮、地すべり、地震、その他)によって被災を蒙った農地農業用施設を復旧し、もって土地の維持を図り、経営の安定に寄与するために行う。</p> <p>負担割合 公共災害 ・施設 国 65% 地元 35% ・農地 国 50% 地元 50%</p>		

協定項目番号	23-17	合併協定項目	各種事務事業(農林水産事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	農林水産分科会
調整方針(案)	3 (1) 林業関係団体については、現行のとおり新市に引き継ぐ。						
事務事業名	觀音寺市	大野原町	豊浜町				
森林組合の指導・助言	広域合併について 平成13年9月1日付け広域合併済み	広域合併について 平成14年12月に林野庁が打ち出した森林組合改革に対する指導の基本的な考え方(森林組合の事業及び組織の見直し)に従って行く方針	広域合併について 平成13年9月1日付け広域合併済み				

協定項目番号	23-17	合併協定項目	各種事務事業(農林水産事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	農林水産分科会
調整方針(案)	3 (2) 水産関係団体については、現行のとおり新市に引き継ぐ。						
事務事業名	觀音寺市	大野原町	豊浜町				
水産関係団体	三豊淡水漁業協同組合 定時総会(毎年5月頃) 西かがわ漁業協同組合 (平成15年1月1日に豊浜町・室本・ 大野原の各漁協が合併) 觀音寺漁業協同組合 伊吹漁業協同組合	三豊淡水漁業協同組合 定時総会(毎年5月頃) 西かがわ漁業協同組合 (平成15年1月1日に豊浜町・室本・ 大野原の各漁協が合併)	三豊淡水漁業協同組合 定時総会(毎年5月頃)	三豊淡水漁業協同組合 定時総会(毎年5月頃)	三豊淡水漁業協同組合 定時総会(毎年5月頃)	西かがわ漁業協同組合 (平成15年1月1日に豊浜町・室本・ 大野原の各漁協が合併)	

協定項目番号	23-17	合併協定項目	各種事務事業(農林水産事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	農林水産分科会																																																																																																																				
調整方針(案)	3 (3) 国庫補助事業・単独県費補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。																																																																																																																										
事務事業名	觀音寺市	大野原町				豊浜町																																																																																																																					
漁港・海岸の新設改良	事業実施状況 観音寺市の漁港 2種漁港 伊吹漁港 1種漁港 股島漁港	該当なし				該当なし																																																																																																																					
	1. 特定漁港漁場整備事業(伊吹漁港) 補助率 国庫補助率及び県費補助率等(別表1) 事業実施の内容 ・翌年度概算要求書作成し、県水産課ヒアリング(5月から6月) ・翌年度概算要求書作成し、県水産課ヒアリング(11月から12月) ・離島振興事業に伴う国土交通省提出実施計画書を作成し、にぎわい創出課 ヒアリング(1月頃・県が対応) ・2月から3月ごろ水産庁と事業実施計画ヒアリング、同じく早期着工 及び工法協議ヒアリング ・補助金交付申請書ヒアリング後提出 (国庫補助金及び県費補助金・4月から5月) ・実施設計書作成、工事発注、工事管理、工事費精算 ・補助金変更交付申請ヒアリング後提出(隨時) ・補助金請求、完了実績報告(国庫補助金及び県費補助金) ・補助金確定	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="7">(別表1) 補助率</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">事業名</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">本 土</th> <th colspan="2">離 島</th> </tr> <tr> <th>国費</th> <th>県費</th> <th>地元</th> <th>国費</th> <th>県費</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">特定漁港漁場整備事業</td> <td>外郭</td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> <td>0.25</td> <td>0.80</td> <td>0.025</td> <td>0.175</td> </tr> <tr> <td>係留</td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> <td>0.25</td> <td>0.60</td> <td>0.125</td> <td>0.275</td> </tr> <tr> <td>機能</td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> <td>0.25</td> <td>0.55</td> <td>0.20</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">広域水産物供給基盤整備事業</td> <td>外郭</td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> <td>0.25</td> <td>0.80</td> <td>0.025</td> <td>0.175</td> </tr> <tr> <td>係留</td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> <td>0.25</td> <td>0.60</td> <td>0.125</td> <td>0.275</td> </tr> <tr> <td>機能</td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> <td>0.25</td> <td>0.55</td> <td>0.20</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">地域水産物供給基盤整備事業</td> <td>外郭</td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> <td>0.25</td> <td>0.80</td> <td>0.025</td> <td>0.175</td> </tr> <tr> <td>係留</td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> <td>0.25</td> <td>0.60</td> <td>0.125</td> <td>0.275</td> </tr> <tr> <td>機能</td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> <td>0.25</td> <td>0.55</td> <td>0.20</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>環境整備</td> <td></td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> <td>0.25</td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>集落環境整備</td> <td></td> <td>0.50</td> <td>0.225</td> <td>0.275</td> <td>0.50</td> <td>0.225</td> <td>0.275</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">関連道路整備</td> <td>主要</td> <td>30/60</td> <td>10/60</td> <td>20/60</td> <td>0.55</td> <td>0.125</td> <td>0.325</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> <td>0.25</td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> <td>0.25</td> </tr> </tbody> </table>	(別表1) 補助率							事業名	区分	本 土			離 島		国費	県費	地元	国費	県費	地元	特定漁港漁場整備事業	外郭	0.50	0.25	0.25	0.80	0.025	0.175	係留	0.50	0.25	0.25	0.60	0.125	0.275	機能	0.50	0.25	0.25	0.55	0.20	0.25	広域水産物供給基盤整備事業	外郭	0.50	0.25	0.25	0.80	0.025	0.175	係留	0.50	0.25	0.25	0.60	0.125	0.275	機能	0.50	0.25	0.25	0.55	0.20	0.25	地域水産物供給基盤整備事業	外郭	0.50	0.25	0.25	0.80	0.025	0.175	係留	0.50	0.25	0.25	0.60	0.125	0.275	機能	0.50	0.25	0.25	0.55	0.20	0.25	環境整備		0.50	0.25	0.25	0.50	0.25	0.25	集落環境整備		0.50	0.225	0.275	0.50	0.225	0.275	関連道路整備	主要	30/60	10/60	20/60	0.55	0.125	0.325	その他	0.50	0.25	0.25	0.50	0.25	0.25				
(別表1) 補助率																																																																																																																											
事業名	区分	本 土			離 島																																																																																																																						
		国費	県費	地元	国費	県費	地元																																																																																																																				
特定漁港漁場整備事業	外郭	0.50	0.25	0.25	0.80	0.025	0.175																																																																																																																				
	係留	0.50	0.25	0.25	0.60	0.125	0.275																																																																																																																				
	機能	0.50	0.25	0.25	0.55	0.20	0.25																																																																																																																				
広域水産物供給基盤整備事業	外郭	0.50	0.25	0.25	0.80	0.025	0.175																																																																																																																				
	係留	0.50	0.25	0.25	0.60	0.125	0.275																																																																																																																				
	機能	0.50	0.25	0.25	0.55	0.20	0.25																																																																																																																				
地域水産物供給基盤整備事業	外郭	0.50	0.25	0.25	0.80	0.025	0.175																																																																																																																				
	係留	0.50	0.25	0.25	0.60	0.125	0.275																																																																																																																				
	機能	0.50	0.25	0.25	0.55	0.20	0.25																																																																																																																				
環境整備		0.50	0.25	0.25	0.50	0.25	0.25																																																																																																																				
集落環境整備		0.50	0.225	0.275	0.50	0.225	0.275																																																																																																																				
関連道路整備	主要	30/60	10/60	20/60	0.55	0.125	0.325																																																																																																																				
	その他	0.50	0.25	0.25	0.50	0.25	0.25																																																																																																																				

協定項目番号	23-17 合併協定項目 各種事務事業(農林水産事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	農林水産分科会
調整方針(案)	3 (3) 国庫補助事業・単独県費補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。				
事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町		
漁港・海岸の新設改良	<p>漁港単独県費補助事業(伊吹漁港)</p> <p>補助率 県費50% 市費50%</p> <p>事業実施の内容 ・翌年度事業採択要望書作成、県水産課ヒアリング(11月頃) ・事業採択申請書(4月上旬) 事業計画概要書、全体計画書 平面図、工事箇所の写真 ・補助金交付申請書 設計書、収支予算書 事業費増額の場合 変更採択申請書 変更交付申請書 ・工事着手届 請負者工事着手届の写し 契約書等の写し ・工事完了届 請負者竣工届の写し 市町検査調書 ・実績報告書 収支精算書 実績総括表 工事費内訳表 ・補助金請求書</p>	<p>漁港単独県費補助事業(花稻漁港)</p> <p>補助率 県費50% 町費50%</p> <p>事業実施の内容 ・翌年度事業採択要望書作成、県水産課ヒアリング(11月頃) ・事業採択申請書(4月上旬) 事業計画概要書、全体計画書 平面図、工事箇所の写真 ・補助金交付申請書 設計書、収支予算書 事業費増額の場合 変更採択申請書 変更交付申請書 ・工事着手届 請負者工事着手届の写し 契約書等の写し ・工事完了届 請負者竣工届の写し 市町検査調書 ・実績報告書 収支清算書 実績総括表 工事費内訳表 ・補助金請求書</p> <p>3. 報償金 報償金 漁港管理費として、漁協へ50千円 (町費)</p> <p>補助金 海面等清掃として、漁協へ50千円 (町費)</p> <p>航路浚渫事業 10,000千円(H16年度) 県費 50% 5,000千円(H17年度) 県費 50%</p>	<p>漁港単独県費補助事業(箕浦漁港)</p> <p>補助率 県費50% 町費50%</p> <p>事業実施の内容 ・翌年度事業採択要望書作成、県水産課ヒアリング(11月頃) ・事業採択申請書(4月上旬) 事業計画概要書、全体計画書 平面図、工事箇所の写真 ・補助金交付申請書 設計書、収支予算書 事業費増額の場合 変更採択申請書 変更交付申請書 ・工事着手届 請負者工事着手届の写し 契約書等の写し ・工事完了届 請負者竣工届の写し 市町検査調書 ・実績報告書 収支精算書 実績総括表 工事費内訳表 ・補助金請求書</p>		

協定項目番号	23-17	合併協定項目 各種事務事業(農林水産事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	農林水産分科会
調整方針(案)	3 (4) 漁港・海岸の占用料については、合併時に観音寺市の例により統一する。					
事務事業名	觀 音 寺 市	大 野 原 町	豊 浜 町			
漁港・海岸の 占用・台帳整 備	<p>取扱事務 観音寺市の漁港 2種漁港 伊吹漁港 1種漁港 股島漁港</p> <p>観音寺市漁港管理条例に基づく施設管理 漁港施設使用・占用申請書の受付、許可書の交付 ・施設使用料(別表1) ・現在、電力柱1本の使用料が納入されている。 土砂採取に関する申請書の受付 ・許可書の交付 ・土砂採取料(別表2) 漁船以外の船舶の入出港届の受理 危険物等荷役許可申請書の受付 ・許可書の交付 (管理条例施行規則) 停けい泊許可申請書の受付、許可書の交付 (管理条例施行規則)</p> <p>漁船以外の船舶(プレジャーボート等)の取り扱いについて 許可制としているが、禁止区域等の 指定はしていない。</p>	<p>取扱事務 漁港数等 大野原漁港の1港(第1種漁港) 漁港管理条例 名称 大野原町漁港管理条例</p> <p>漁港施設使用料 占用料について 添付資料参照</p> <p>漁船以外の船舶(プレジャーボート等)の取扱について 大野原町漁港管理条例において許可制としている(未実施) 現在、漁港において15隻程度のプレジャーボートが係船している。</p>	<p>取扱事務 漁港数 箕浦漁港(第1種漁港) 豊浜町漁港管理条例に基づく管理 漁港施設使用許可申請書の受付 ・許可書の交付 ・施設使用料(別表) 船舶の入出港届けの受理</p>			

協定項目番号	23-17	合併協定項目【各種事務事業(農林水産事業関係)取扱いについて】	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	農林水産分科会
調整方針(案)	3 (4) 漁港・海岸の占用料については、合併時に観音寺市の例により統一する。					
事務事業名	観音寺市		大野原町		豊浜町	
	別表2) 観音寺市					
	1 土砂採取料					
種別	区分	単位	金額	備考		
	土砂	1立方メートルにつき	75円			
土砂採取料	砂利	1立方メートルにつき	100円			
2 漁港施設の占用料						
種別	区分	単位	金額	備考		
電柱類	木柱、鉄柱、コンクリート柱	1か年1本につき	710円			
	鉄塔	1か年1平方メートルにつき	520円			
地下埋設物	口径0.2メートル未満	1か年1メートルにつき	50円			
	口径0.2メートル以上					
	0.4メートル未満	1か年1メートルにつき	100円			
	口径0.4メートル以上					
	1メートル未満	1か年1メートルにつき	260円			
	口径1メートル以上	1か年1メートルにつき	520円			
架空管			地下埋設物			
		1か年1メートルにつき	に同じ			
広告類	標識	1か年1本につき	520円			
	看板・広告板	1か年表示面積1平方メートルにつき	2,600円			
1. 採取料の数量に1立方メートル未満の端数がある場合は、その端数を1立方メートルとして計算する。						
2. 占用料の計算単位を年額で定めたもので占用期間が1年に満たないものは許可の日の属する月から占用終了日の属する月までの月割計算によるものとする。						
3. 占用の数量に1メートル又は1平方メートル未満の端数がある場合は、その端数を1メートルまたは1平方メートルとして計算する。						
4. 徴収する料金の金額に、10円未満の端数を生じたときは、その端数を10円に切り上げる。						
5. 1件の料金の合計が100円未満の場合は、これを100円として徴収する。						

各種事務事業（商工観光事業関係）の取扱いについて

各種事務事業（商工観光事業関係）の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成16年5月27日 提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

会長 平野清

各種事務事業（商工観光事業関係）の取扱いについて

- 1 商工業の融資等については、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 小口融資制度については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
 - (2) 市町単独事業については、合併時に観音寺市の例により統一する。
 - (3) 中小企業融資審査委員会については、合併時に再編統一する。
- 2 商工業の振興については、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 商工会、商工会議所については、将来の統合に向けて検討が行われるよう調整に努める。
 - (2) 商店街等活性化促進事業については、新市において観音寺市の例により実施する。
 - (3) 企業振興奨励金制度については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
- 3 中心市街地活性化事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 4 観光事業については、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 観光協会については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
 - (2) イベント関係事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

平成 年 月 日 確認

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

協定項目番号	23 - 18 合併協定項目 各種事務事業(商工観光事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	商工観光分科会												
調整方針(案)	1 (1) 小口融資制度については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。																
事務事業名	觀音寺市	大野原町	豊浜町														
小口融資制度	<p>香川県信用保証協会への融資原資の預託金を県と協調して行い、市内の中小企業の経営の安定を図る。</p> <p>預託期間 1ヵ年 預託利率 0% 預託金は香川県信用保証協会を通じ取り扱い金融機関に再預託する。</p> <p>融資原資内訳 市 110,000千円 県 55,000千円 金融機関 660,000千円</p> <p>対象 小口融資 (1)市内に住所又は事業所があって、1年以上居住している者。 (2)同一事業を引き続き6ヵ月以上営んでいる者。 (3)従業員の数が20人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人)以下であること。 (4)市町村税を完納している者。 特別小口融資 中小企業信用保険法第3条の3第1項に規定する特別小口保険者であって次の要件を備える者。 (1)市内に住所又は事業所があって、1年以上居住している者。 (2)同一事業を引き続き1年以上営んでいる者。 (3)従業員の数が20人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人)以下であること。 (4)市町村民税については所得割以上の課税がある者で、かつ市町村税を完納している者。 (5)特別小口保険以外の保険にかかる信用保証協会の保証を受けていない者。</p> <p>融資内容 資金使途 設備資金、運転資金 小口融資</p> <table border="1"> <tr> <td>市民税が所得割の場合</td> <td>市民税が均等割のみの場合</td> </tr> <tr> <td>設備資金 700万円以内</td> <td>400万円以内</td> </tr> <tr> <td>運転資金 400万円以内</td> <td>300万円以内</td> </tr> <tr> <td>併用の場合 700万円以内</td> <td>400万円以内</td> </tr> </table> <p>特別小口融資</p> <table border="1"> <tr> <td>設備資金</td> <td>450万円以内</td> </tr> <tr> <td>運転資金</td> <td>350万円以内</td> </tr> <tr> <td>併用の場合</td> <td>450万円以内</td> </tr> </table>	市民税が所得割の場合	市民税が均等割のみの場合	設備資金 700万円以内	400万円以内	運転資金 400万円以内	300万円以内	併用の場合 700万円以内	400万円以内	設備資金	450万円以内	運転資金	350万円以内	併用の場合	450万円以内	<p>香川県信用保証協会への融資原資の預託金を県と協調して行い、町内の中小企業の育成伸長と自立安定を促進しあわせて経済の振興を期することを目的とする。</p> <p>預託期間 1ヵ年 預託利率 0% 預託金は香川県信用保証協会を通じ取り扱い金融機関で再預託する。</p> <p>融資原資内訳 町 10,000千円 県 5,000千円</p> <p>対象 小口融資者 下記3項目すべての条件を具备する者 (1)町内に2年以上居住している者 (2)同一事業を引き続き6ヵ月以上営んでいる者 (3)町税を完納している者</p> <p>融資内容 事業目的資金 1法人又は1世帯につき1口とし、金額は700万円以内</p>	<p>香川県信用保証協会への融資原資の預託金を県と協調して行い、町内の中小企業の経営の安定を図る。</p> <p>預託期間 1ヶ年 預託利率 0% 預託金は香川県信用保証協会を通じ取り扱い金融機関で再預託する。</p> <p>融資原資内訳 町 15,000千円 県 7,250千円</p> <p>対象 小口融資者 町内に2年以上居住し、中小企業を営み又は営業しようとする者のうち町税を完納したものでの融資の保証人となっていない者</p> <p>融資内容 資金使途 設備資金 7,000千円 運転資金 5,000千円</p>
市民税が所得割の場合	市民税が均等割のみの場合																
設備資金 700万円以内	400万円以内																
運転資金 400万円以内	300万円以内																
併用の場合 700万円以内	400万円以内																
設備資金	450万円以内																
運転資金	350万円以内																
併用の場合	450万円以内																

協定項目番号	23 - 18	合併協定項目 各種事務事業(商工観光事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	商工観光分科会
調整方針(案)	1 (1) 小口融資制度については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。					
事務事業名	觀音寺市	大野原町	豊浜町			
小口融資制度	<p>返済期間・及び返済方法 小口融資 6年以内(うち据置6か月以内を含む)の元金均等分割払 特別小口融資 5年以内(うち据置6か月以内を含む)の元金均等分割払</p> <p>利率 年利1.8% 保証料 香川県信用保証協会の保証が必要 年利 0.58%</p> <p>申込・審査方法 保証人 小口融資 (1)県内に1年以上居住し住所を有して市町村税を完納している者。 (2)返済能力のある者2名以上(法人の場合、1名は法人の代表者) (3)法人の代表者にあっては県内に1年以上居住していること。 (4)保証人は2口を超えて本制度の債務者の保証人になることはできない。 特別小口融資 保証人 不要 融資は1法人又は1世帯につき1口とする。 觀音寺市中小企業融資審査委員会の審査に基づき、市長が決定し 香川県信用保証協会が保証を附したものに限る。</p> <p>取扱金融機関 百十四銀行・觀音寺信用金庫・四国銀行・香川県信用組合</p>	<p>返済期間及び方法 300万円以下…2か月据置の45か月 元金均等分割払い 300万円超え…2か月据置の60か月 元金均等分割払い 債務者の都合で繰上げ返済は可</p> <p>利率 年利 1.8% 保証料 香川県信用保証協会の保証を要し 保証料年利 0.58%</p> <p>申込・審査方法 連帯保証人 返済能力ありと認められる者を2名うち1名は下記条件を具備する者 (1)町内に2年以上居住している者 (2)町税を完納している者 (3)固定資産を有する者</p> <p>大野原町中小企業融資審査委員会の審査に基づき町長が決定し、香川県信用保証協会が保証を附したものに限る。</p> <p>取扱金融機関 百十四銀行大野原支店・觀音寺信用金庫大野原支店</p>	<p>返済期間及び方法 300万円以下…2か月据置の45か月 元金均等分割払い 300万円超え…2か月据置の60か月 元金均等分割払い 債務者の都合で繰上げ返済は可</p> <p>利率 年利 1.8% 保証料 香川県信用保証協会の保証を要し 保証料年利 0.58%</p> <p>申込・審査方法 連帯保証人2名以上</p> <p>豊浜町中小企業融資審査委員会の決定した者</p> <p>取扱金融機関 百十四銀行・觀音寺信用金庫・中国銀行</p>			

協定項目番号	23 - 18 合併協定項目 各種事務事業(商工観光事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	商工観光分科会
調整方針(案)	1 (2) 市町単独事業については、合併時に觀音寺市の例により統一する。				
事務事業名	觀 音 寺 市	大 野 原 町		豊 浜 町	
市町単独事業	<p>四国労働金庫貸付事業 勤労者の生活資金等の原資を四国労働金庫に貸し付けることによって、勤労者福祉の増進の基金として積極的に活用し、勤労者の生活資金等の円滑な供給を図り、勤労者の福祉の充実に努める。 預託期間 1ヵ年 預託利率 0.02%</p> <p>小売商業近代化資金融資預託事業 香川県信用保証協会へ融資原資を預託し、地元小売業者が店舗の新築・改築等を行う場合に融資を行い、近代的な店舗づくりを推進する。 預託期間 1ヵ年 融資利率 0% 融資原資内訳 市 20,000千円 金融機関 80,000千円 市内で3年以上居住し、次の全ての要件を備える者で店舗新築、増改築を 10m²以上行うこと。 (1)市内に店舗を有し小売業を3年以上引き続き営んでおり店舗の新築、増改築を10m²以上行うこと。 (2)従業員の数が20人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者に ついては5人)以下であること。 (3)市税を完納していること。 (4)市の中小企業融資制度を現に受けていないこと。 資金使途 設備資金とし、店舗の新築又は増改築 融資限度額 市民税が所得割の場合 800万円以内 市民税が均等割額のみの場合500万円 但し、必要経費の5分の4以内を限度とする。融資1法人又は1世帯につき1口1回とする。 期間及び返済方法 7年以内(据置6か月以内を含む)の元金均等分割払い 利率 年利1.8% 保証料 香川県信用保証協会の保証が必要です。(保証料 年利0.86%) 保証人 (1)市内に2年以上居住し、市税を完納している者。 (2)返済能力のある者2名以上 (法人の場合1名は法人の代表者であること) (3)法人の代表者にあっては県内に2年以上居住している者。 (4)保証人は2口を超えて本制度の保証人になることはできない。 担保 原則として無担保 取扱金融機関 百十四銀行・觀音寺信用金庫・四国銀行の市内各支店</p>	該当なし		該当なし	

協定項目番号	23 - 18	合併協定項目	各種事務事業(商工観光事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	商工観光分科会
調整方針(案)	1 (2) 市町単独事業については、合併時に観音寺市の例により統一する。						
事務事業名	觀 音 寺 市		大 野 原 町		豊 浜 町		
市町単独事業	中小企業融資保証料助成事業 中小企業融資完済者、同和対策小規模事業融資完済者に対し保証料を助成する。 保証料助成金 中小企業融資 年利0.58% 同和対策小規模事業融資 利0.48%						

協定項目番号	23 - 18	合併協定項目 各種事務事業(商工観光事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	商工観光分科会
調整方針(案)	1 (3) 中小企業融資審査委員会については、合併時に再編統一する。					
事務事業名	觀音寺市	大野原町	豊浜町			
中小企業融資審査委員会	觀音寺市中小企業融資審査委員会 融資申込者と保証人に融資上必要な事項を調査し、可否を決する。 委員 10名 (市議4、金融5、商工団体1) 委員の任期 2年(再選妨げない) 委員会の議決 半数以上が出席し、出席委員の過半数の同意が必要。可否同数の場合は委員長が決める。	大野原町中小企業融資審査委員会 融資申込者と保証人に融資上必要な事項を調査し、可否を決する。 委員 7名 (商・工業代表者各1、町議4、金融1) 委員長 1名 副委員長 1名 (委員から互選) 委員の任期 2年 (町長が選任、再選妨げない) 委員会の議決 半数以上が出席し、出席委員の過半数の同意が必要。可否同数の場合は委員長が決める。	豊浜町中小企業融資審査委員会 融資申込者と保証人に融資上必要な事項を調査し、可否を決する。 委員 7名 (商・工業代表者各1、町議4、金融1) 委員長 1名 副委員長 1名 (委員から互選) 委員の任期 2年 (町長が選任、再選妨げない) 委員会の議決 半数以上が出席し、出席委員の過半数の同意が必要。可否同数の場合は委員長が決める。			

協定項目番号	23 - 18	合併協定項目	各種事務事業(商工観光事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	商工観光分科会
調整方針(案)	2 (1) 商工会、商工会議所については、将来の統合に向けた検討が行われるよう調整に努める。						
事務事業名	觀音寺市	大野原町		豊浜町			
商工会	該当なし	1. 名称 大野原町商工会	1. 名称 豊浜町商工会	2. 設立年月日 昭和35年11月14日	2. 設立年月日 昭和36年7月17日	3. 根拠法令 商工会の組織等に関する法律 (商工会法)	3. 根拠法令 商工会の組織等に関する法律(商工会法)
		4. 事務所の位置 大野原町大字大野原1967番地3	4. 事務所の位置 豊浜町大字和田浜1554番地1	5. 事業 地域総合振興事業 (1)総合振興事業 (2)商業振興事業 (3)工業振興事業 (4)観光振興事業 (5)金融対策事業 (6)経営税務対策事業 (7)労務対策事業 (8)福利厚生対策事業 (9)青年部・女性部対策事業 (10)広報活動	5. 事業 (1)小規模事業支援事業 講習会 個別指導・相談 経営・金融・税務・記帳・労務対策等 (2)地域振興事業 商工業の振興事業 地域イベント参加	6. 執行部 会長 … 1名 副会長 … 2名 理事 … 25名 監事 … 2名	6. 執行部 会長-1 副会長-2 理事-25 監事-2
		7. 会員数 333名	会員数 262名	8. 職員数 6名	職員数 5名	9. 補助金 運営補助金 3,500千円 地域総合振興費 2,500千円 経営改善普及費 500千円 街路灯組合補助 300千円	9. 補助金 一般運営補助金 6,300千円 街路灯補助 300千円

協定項目番号	23 - 18	合併協定項目	各種事務事業(商工観光事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	商工観光分科会
調整方針(案)	2 (1) 商工会、商工会議所については、将来の統合に向けた検討が行われるよう調整に努める。						
事務事業名	觀音寺市	大野原町	豊浜町				
商工会議所	1. 名称 觀音寺商工会議所	該当なし		該当なし			
	2. 設立年月日 昭和17年8月6日						
	3. 根拠法令 商工会議所の組織等に関する法律 (商工会議所法)						
	4. 事務所の位置 觀音寺市坂本町一丁目1番25号						
	5. 事業 地域総合振興事業 (1)総合振興事業 (2)商業振興事業 (3)工業振興事業 (4)観光振興事業 (5)金融対策事業 (6)経営税務対策事業 (7)労務対策事業 (8)福利厚生対策事業 (9)青年部・女性部対策事業 (10)広報活動						
	6. 執行部 会頭 … 1名 副会頭 … 3名 常議員 … 22名 監事 … 3名						
	7. 会員数 1,405名						
	8. 職員数 13名						
	9. 補助金 一般会計運営補助金 12,500千円 経営相談事業補助金 1,000千円 各種振興事業補助金 1,100千円						
	商工会議所は、市内の商工業の発展のため、会議所運営、各種事業の諸活動に取り組んでおり、商工会議所の施策に対して助成し、商工業の振興の支援と充実を図るとともに、団体育成に努める。						

協定項目番号	23 - 18 合併協定項目 各種事務事業(商工観光事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	商工観光分科会
調整方針(案)	2 (2) 商店街等活性化促進事業については、新市において観音寺市の例により実施する。				
事務事業名	觀 音 寺 市	大 野 原 町	豊 浜 町		
商店街等活性化促進事業	<p>商店街等活性化促進事業(商店街団体が商店街等の活性化を図る為に実施する事業)を行おうとする商店街団体に対して補助を行う場合に、市がその経費の一部を負担し、もって市内商店街の活性化を図り地域小売商業の振興に寄与する。</p> <p>交付の対象 集客資源活用型事業 街並整備事業 街路灯 共同広告塔・案内板 個別店舗の統一看板やテント 賑わい力向上事業 販売促進事業(朝市・サービスデー等) 消費者と密着した催し物 共同宣伝事業</p> <p>情報対応型事業 商店街ファックスシステム整備の為の機器・設備 商店街電子通信システム(コンピュータ)</p> <p>空き店舗活用型事業 商店街団体自らが実施 繼続的に空き店舗を利用して、コミュニティ施設やイベント等の実施に伴う事業 商店街団体が助成 空き店舗を借りる中小企業を誘致するため、中小企業の入店に際し、借料を補助する。</p> <p>補助限度額 100万円以内とし、市の補助は最高50万円以内</p>	該当なし	該当なし		

協定項目番号	23 - 18 合併協定項目 各種事務事業(商工観光事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	商工観光分科会
調整方針(案)	2 (3) 企業振興奨励金制度については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。				
事務事業名	觀音寺市	大野原町	豊浜町		
企業振興奨励 金制度	<p>觀音寺市工場等立地促進条例</p> <p>1.対象 工場 新設・増設 敷地面積が3,000m²以上又は建物の延べ面積が1,000m²以上 (増設の場合は、増設に係る生産設備の延べ面積が500m²以上で増設後の延べ面積が1,000m²以上) 常用雇用者5人以上</p> <p>ソフトウェア事業所 新設 投下固定資産額 3,000万円以上(償却資産の取得価格に電子計算機の賃貸借契約に係る賃借料(3年分限度)を含む) 常用雇用者5人以上 雇用対象者 プログラマー・システムエンジニア</p> <p>試験研究施設 新設・増設 延べ面積 500m²以上(増設の場合は本来の事業の用に直接供される施設の延べ面積が500m²) 投下固定資産額 1億円以上 常用雇用者5人以上 雇用対象者 試験・研究者</p> <p>2.内容 補助金の交付条件及び補助金の額、操業等の開始後固定資産税を完納していること 1,000万円を限度に固定資産税が賦課された年度末に1回に限り交付</p> <p>觀音寺市農村地域工業等導入地区立地企業助成条例 工業等導入地区に立地する企業に対し、助成金を交付する。 助成期間 事業を開始した翌年から5か年 助成金の額 固定資産税額(1500万円が限度) 平成14年9月26日より施行のためH13決算額H14予算額は0</p>	<p>大野原町工場等誘致奨励条例</p> <p>1.対象 工場 新設・増設 営業のため物の製造加工、修理及び流通関連の作業を行うに必要な施設並びにこれに附帯する施設をいう また増設とは既存工場等に施設を追加することをいう ・交付対象者は下記条件のいずれかに該当するものに限る (1)その年間における固定資産税の課税標準となる評価額が1900万円以上のもの (2)常時使用する工具又は従事者数 10人以上 (3)前各号のうち、いずれかに該当しない工場にあっては、町長が特に指定するもの</p> <p>2.内容 (1)交付額 その年度において当該工場等に科せられた固定資産税を限度額とし、予算の範囲内において奨励金を交付する。 (2)交付期間 工場等の設置年度から新たに賦課された固定資産税について3カ年。</p>	<p>豊浜町工場設置奨励条例</p> <p>1.対象 工場 新設・増設 投資固定資産額 新設の場合2,900万円以上 増設の場合2,900万円以上 常用従業員10名以上</p> <p>2.内容 操業開始の属する年度より固定資産税を限度額として3年間継続して交付</p>		

協定項目番号	23 - 18	合併協定項目	各種事務事業(商工観光事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	商工観光分科会
調整方針(案)	3 中心市街地活性化事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。						
事務事業名	觀音寺市		大野原町		豊浜町		
中心市街地活性化事業	1. 中心市街地活性化事業						
	まちづくり計画策定(TMO計画策定) TMO計画の策定 ・ワークショップの開催 ・事業計画の策定	該当なし			該当なし		
	空き店舗対策 空き店舗の有効活用 ・家賃補助・店舗の整備						
	イベント活動の推進 中心市街地商店街全体及び各商店街の特色を生かしたイベントの実施						
	高齢化社会への対応を図るバリアフリーの街づくり整備 ・まちの整備状況の点検、調査 ・バリアフリーマップの作成 ・公益施設のバリアフリー						
	まちづくり活動支援 ・公園や道路等の公共施設整備の事業着手前のまちづくり活動推進 ・ワークショップの開催 ・インターネット等を利用したまちづくりに対する意見収集等						
	公園整備 公園の整備						
	高齢者向け集合住宅整備 ・高齢者単身、夫婦世帯を対象とした賃貸住宅の建設や設備の設置(民間活力) ・生活援助費の派遣(行政)						

協定項目番号	23 - 18	合併協定項目	各種事務事業(商工観光事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	商工観光分科会
調整方針(案)	3 中心市街地活性化事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。						
事務事業名	觀音寺市	大野原町	豊浜町				
中心市街地活性化事業	<p>住宅環境整備(モデル地区構想) ·街並に配慮した集合住宅の整備 (民間活力) ·上記の整備に伴う、進入道路や小公園の公共施設の整備(行政)</p> <p>地域における文化活動 芸術を通して交流活動を図る ·子供達による体験活動 ·コンクール展示会等の開催</p> <p>ふれあい空間創出整備 ·ポケットパーク(小公園) ·広場の整備 ·住民の要望を生かしたスペースの整備</p> <p>テナントミックス推進 ·住宅併用店舗や共同店舗の整備 ·事業基盤となる店舗の整備</p> <p>ふれあい施設の整備 ·商店街の情報、札所等の地域情報整備 ·特产品的な製造体験工房やカルチャー、郷土料理教室等の交流施設</p> <p>地域特產品の利用促進 ·地域特產品の実演販売 ·地域特產品の製造体験 ·地域特產品を使った郷土料理教室の開催</p> <p>商業サービス活動の推進 ·ホームページの開設 ·「御用聞き廻り」の実施 ·宅配サービスの実施</p>						

協定項目番号	23 - 18	合併協定項目	各種事務事業(商工観光事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	商工観光分科会
調整方針(案)	3 中心市街地活性化事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。						
事務事業名	觀音寺市	大野原町	豊浜町				
中心市街地活性化事業	<p>商店街の環境整備 ・中心市街地商店街全体に ·案内板の設置 ·街頭テレビの設置 ·フラワーポット等の設置</p> <p>街並み整備 中心商店街区域における人々の回遊を図るため、緑化推進や空間創出を推進し、街並の個性化を演出する。</p> <p>商店街駐車場の有効利用の促進 ·空き地や使いにくい駐車場を活用した駐車場の再配置 ·共通駐車券システムの整備</p> <p>TMO組織の自立を図り支援 TMOの経営基盤を確立する整備 ·地域特産品の販売 ·給食の販売</p> <p>商店街を一体とした経営システムの改善 ·商店街へのマネージャー常駐による経営環境の調査、分析 ·中心市街地商店街を一体と捉えた戦略的な経営システムの検討</p> <p>快適観光空間整備 ·案内標識の整備 ·小規模休憩施設の整備</p>						

協定項目番号	23 - 18	合併協定項目	各種事務事業(商工観光事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	商工観光分科会
調整方針(案)	4 (1) 観光協会については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。						
事務事業名	觀音寺市	大野原町		豊浜町			
観光協会	<p>(社)觀音寺市觀光協会 役員 会長1名 副会長2名 専務理事1名 理事15名 監事2名</p> <p>会員273名</p> <p>年会費 2千円×145件 5千円×120件 その他 8件</p> <p>職員2名 臨時2名</p> <p>事業 ・JR觀音寺駅構内における觀光案内業務 ・総合コミュニティセンターでの「太鼓台」及び物産の展示並びに觀光情報の提供 ・春、秋の錢形砂ざらえ ・茶会(若葉、觀梅)の実施 ・公園内花見客への受入態勢の整備 ・ホームページを活用した觀光情報の提供</p> <p>事務局 商工観光課 觀光協会に係る事務処理 人件費、管理費、事業費に対して市が運営補助をしている。</p>	<p>大野原町觀光協会 役員 会長 1名 副会長 2名 理事 12名 監事 2名 顧問 4名</p> <p>会員 一種 43名 二種 149名</p> <p>年会費 一種 10千円 二種 2千円</p> <p>職員 庶務等は経済課觀光担当職員が兼務</p> <p>事業 ・観光イベント事業 萩まつりの開催 町内各イベントの協賛、後援 ・誘致宣伝事業 フォトコンテストの実施 年賀ハガキによる觀光PR</p> <p>事務局 経済課 觀光協会に係る事務処理 事業費、会議費、事務費等に対して町が運営補助を行っている。</p>		<p>豊浜町觀光協会 役員 会長1名 副会長2名 理事15名 監事2名</p> <p>会員50名</p> <p>年会費 個人 1,000円 法人 10,000円</p> <p>職員 経済課職員が兼務</p> <p>事業 ちょうさ祭り</p> <p>事務局 経済課</p> <p>助成 各種事業に対して町が補助を行っている。 ・豊浜踊り補助金 ・各種イベント事業協賛</p>			

協定項目番号	23 - 18	合併協定項目 各種事務事業(商工観光事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	商工観光分科会
調整方針(案)	4 (2) イベント関係事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。					
事務事業名	觀音寺市	大野原町	豊浜町			
イベント関係事業	1.イベント事業一覧及びその内容 錢形まつり 会場 有明グランド 錢あさり大会 宝さがし的潮干狩 錢形踊りコンテスト 優秀チームには賞金有り 花火 約1,000発 会場 商店街 総おどり 優秀賞、参加賞あり 地域振興イベント 市の歴史、観光、産業、文化、スポーツなどの特性を生かしたイベントを企画し、地域の活性化を促し魅力あるまちづくりを行う ・粟井あじさい祭 地域の融合と活性化を図る ・全国奉納絵馬コンクール 全国に自作の絵馬を募集し絵馬の制作を通じて日本的心をとらえ伝来の美風を保持する ・人形供養祭 役目を終えた人形を読経の中で供養し処分する ・觀音寺錢形たこあげ大会 廻を通じて伝承民芸の継承と親子のふれあいを深める ・一夜庵俳句大会 市内及び三豊郡内、草津市を中心として俳句を募集し俳句大会で発表する ・夕陽の写真コンテスト 市内の夕陽・夕景の写真コンテスト ・観月祭 邦楽研究会と備中神楽が奉納される ・桜ノ宮造営 桜まつりを通じて地域の活性化とふれあいを深める	1.イベント事業一覧及びその内容 萩まつりの開催 主催 大野原町観光協会 萩まつり実行委員会 内容 ・萩原寺会場 琴演奏、野点茶会、骨董市等 ・萩の丘公園会場 ステージイベント・青空市等 ・協賛行事 ゲートボール大会、テニス大会、書道展、短歌会、俳句会 時期 ・萩原寺会場 9月中旬の日・祝日～23日 ・萩の丘公園会場 9月23日 ・協賛行事 9月中旬～23日の間(不定期) 萩原寺門前市協賛 主催 萩原寺萩之会 内容 郷土芸能、お練り行列、骨董市等 時期 5月第4土曜日 サマーフェスティバルin大野原協賛 主催 大野原町商工会 内容 ステージイベント、踊り、フリーマーケット等 時期 8月第1土曜日 天神笙まつり後援 主催 大野原八幡神社 内容 笙飾りコンクール、郷土芸能他 時期 8月24日 法泉寺もみじ祭り後援 主催 もみじ祭り実行委員会 内容 琴演奏・野点茶会・絵手紙展、物産展等 時期 11月第3日曜日	1.イベント事業一覧及びその内容 豊浜おどり 100万円 主催 豊浜おどり協賛会 内容 郷土色豊かな「よはま踊り」を通じて心のふれあいの町作り 時期 8月第2日曜日 一の宮サマーフェスティバル 100万円 主催 7月の最終日曜日 さぬき豊浜ちょうさ祭り 400万円 主催 豊浜八幡神社 内容 秋季礼大祭 時期 10月の第3日曜日を最終日とする3日間			

協定項目番号	23 - 18 合併協定項目 各種事務事業(商工観光事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	商工観光分科会
調整方針(案)	4 (2) イベント関係事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。				
事務事業名	觀音寺市	大野原町	豊浜町		
イベント関係事業		<p>2. PR関連事業一覧及びその内容 フォトコンテストの実施 主催 大野原町観光協会 内容 大野原町内観光地等の写真を募集し、応募作品の審査を行う。 金賞・銀賞・銅賞各1点、部門賞5点、 入選10点、佳作20点。ネガと 引換えに賞状、賞金を渡す。 版権は町観光協会のものとなる。 年賀ハガキによる観光PR 主催 大野原町観光協会 内容 町内観光地を年賀状に印刷し、広く観光PRを行うことを目的として おり、観光協会員に対し、印刷費無料(住所・氏名等の印刷費は有 料)で斡旋する。</p> <p>予算執行は町より大野原町観光協会へ補助金交付し、観光協会でイベ ントについての運営を行う。</p>	<p>2. PR関連事業一覧及びその内容 ちょうさ祭り写真コンテスト 主催 豊浜町観光協会 ちょうさ祭りの写真により審査を行う 最優秀賞1点、優秀賞1点、KSB賞1点、特選3点、入選5点、佳作10点 ちょうさ祭り関係PR 主催 豊浜町観光協会 パンフレット、ポスターの配布その他マスコミ等への掲載 その他のイベントPR 主催 豊浜町観光協会 その他のイベントを雑誌新聞等に記載</p>		

各種事務事業（都市計画事業関係）の取扱いについて

各種事務事業（都市計画事業関係）の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成16年5月27日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会長 平野清

各種事務事業（都市計画事業関係）の取扱いについて

- 1 都市計画区域については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整する。
- 2 用途地域については、現行のとおり引き継ぎ、新市において都市計画区域の再編と同時に指定、調整する。
- 3 都市計画道路整備計画については、現行のとおり引き継ぎ、新市において都市計画区域の再編と同時に再編調整する。
- 4 都市計画マスターplanについては、新市において新たに策定する。
- 5 都市計画審議会については、新市において新たに設置する。

平成 年 月 日 確認

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

協定項目番号	2320	合併協定項目名	各種事務事業（都市計画事業関係）の取扱いについて	専門部会名	都市計画部会	分科会名	都市計画分科会								
調整の方針（案）	1 都市計画区域については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整する。 2 用途地域については、現行のとおり引き継ぎ、新市において都市計画区域の再編と同時に指定、調整する。 3 都市計画道路整備計画については、現行のとおり引き継ぎ、新市において都市計画区域の再編と同時に再編調整する。 4 都市計画マスターplanについては、新市において新たに策定する。 5 都市計画審議会については、新市において新たに設置する。														
項目	観音寺市														
都市計画の状況	<table border="1"> <tr> <td>都市計画区域</td><td>昭和 8年12月 9日指定 昭和33年 7月 4日変更 昭和44年 2月20日変更</td><td>651ha 4,035ha 1,707ha</td><td>(現在に至る)</td><td>大野原町</td><td>昭和 9年 8月15日指定 昭和43年10月 1日変更 平成 3年 3月29日変更</td><td>247ha 240ha 263ha</td><td>豊浜町</td></tr> </table>							都市計画区域	昭和 8年12月 9日指定 昭和33年 7月 4日変更 昭和44年 2月20日変更	651ha 4,035ha 1,707ha	(現在に至る)	大野原町	昭和 9年 8月15日指定 昭和43年10月 1日変更 平成 3年 3月29日変更	247ha 240ha 263ha	豊浜町
都市計画区域	昭和 8年12月 9日指定 昭和33年 7月 4日変更 昭和44年 2月20日変更	651ha 4,035ha 1,707ha	(現在に至る)	大野原町	昭和 9年 8月15日指定 昭和43年10月 1日変更 平成 3年 3月29日変更	247ha 240ha 263ha	豊浜町								
用途地域	11種別、632ha														
都市計画道路	<p>1. 整備計画 観音寺都市計画道路 17路線</p> <p>2. 整備状況 平成14年10月1日で、都市計画道路全般の見直しを実施 ・継続事業（H15年度完了） 坂本中央線道路改築 ・新規事業（H15年度～H19年度） まちづくり総合支援事業第1期事業 中央七間橋線道路改築 坂本中央線歩道改修 ・その他事業 総合振興計画（実施計画）に基づく</p>														
都市計画マスターplan	<p>平成12年3月策定</p> <p>1. 整備スケジュール 短期 平成17年度まで 中期 平成27年度まで 長期 平成27年度以降</p> <p>2. 基本方針 個性と活力の創出 都市構造の再構築 適正な土地利用への誘導 安全で快適な生活空間の形成 市民生活を支える都市・生活基盤の整備</p>														
都市計画審議会	観音寺市都市計画審議会 ・委員構成12名 識見を有する者 7名以内 市議会の議員 5名以内 ・任期 2年														

参考

先進地事例

【さいたま市】

都市計画事業の取扱い

都市計画事業については、既に決定されている事業について引き続き推進する。
各種計画は、合併後速やかに策定する。

【さぬき市】

都市計画の取扱い

- (1) 都市計画区域については、現行のとおり引き継ぐものとする。
- (2) 都市計画審議会、公聴会については、新市において新たに設置する。
- (3) 都市計画マスタープランについては、新市において新たに策定する。
- (4) 宅地等開発指導要綱については、新市において新たに制定する。

【周南市】

都市計画区域及び用途地域

新市移行後も現行どおりとする。なお、都市計画区域や市街化区域と市街化調整区域の区分等の見直しを行う場合は、新市の基本構想や都市計画マスタープラン等との整合性をはじめ、都市計画審議会の意見も踏まえ対応する。

関係法令

都市計画法(昭和43年6月15日法律100号)

【都市計画の基本理念】

第2条

都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。

【都市計画区域】

第5条第1項

都道府県は、市又は人口、就業者数その他の事項が政令で定める要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとする。この場合において、必要があるときは、当該市町村の区域外にわたり、都市計画区域を指定することができる。

第5条第2項

都道府県は、前項の規定によるもののほか、首都圈整備法（昭和31年法律第83号）による都市開発区域、近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）による都市開発区域、中部圏開発整備法（昭和41年法律第102号）による都市開発区域その他新たに住居都市、工業都市その他の都市として開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとする。

(3) その他

(1) 第 5 回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会日程について

- ・日 時 平成 16 年 6 月 24 日 (木) 午後 1 時 30 分から
- ・場 所 大野原町中央公民館 3 階講義室

(2) 第 6 回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会日程について

- ・日 時 平成 16 年 7 月 22 日 (木) 午後 1 時 30 分から
- ・場 所 大野原町中央公民館 3 階講義室

(3) 第 7 回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会日程について

- ・日 時 平成 16 年 8 月 26 日 (木) 午後 1 時 30 分から
- ・場 所 大野原町中央公民館 3 階講義室

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会名簿

委員区分	職 名	氏 名	帰 属 団 体 役 職 等	
	会 長	平野 清	大野原町長	
1号委員	副会長	佐伯 文男	豊浜町長	
		白川 晴司	観音寺市長	
	委 員	大倉 利夫	観音寺市助役	
2号委員	委 員	大山 保徳	大野原町参事	
		高森 直二	豊浜町助役	
		白川 精	観音寺市議会議長	
	委 員	大久保隆敏	大野原町議会議長	
		井上 浩司	豊浜町議会議長	
		美藤 広	観音寺市議会市町合併調査特別委員会委員長	
		藤岡 勉	大野原町議会合併問題研究特別委員会委員長	
3号委員	委 員	合田 要	豊浜町議会合併問題研究特別委員会委員長	
		加藤 義和	学識経験者（観音寺市）	
		久保 等	学識経験者（観音寺市）	
		森 英雄	学識経験者（大野原町）	
		石川美千子	学識経験者（大野原町）	
		合田久仁男	学識経験者（豊浜町）	
		横内十三枝	学識経験者（豊浜町）	
監査委員		伊瀬 均	（観音寺市）	
		大廣 清雄	（豊浜町）	

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会事務局名簿

	役 職	氏 名	帰 属 団 体
1	事務局長	大木 和郎	観音寺市
2	次 長	象山 稔彦	香川県
3	総務広報班長	石川喜代美	大野原町
4	総務広報班	長谷川加奈子	豊浜町
5	調整班長	好川 高雄	観音寺市
6	調整班	合田 博晃	大野原町
7	調整班	山地 康博	観音寺市
8	計画班長	合田 善春	豊浜町
9	総務広報班	藤井久美子	大野原町臨時職員
10	調整班	細川 勝美	大野原町臨時職員
11	計画班	小山 悟司	大野原町臨時職員

第4回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会 席次表

